

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

フォークリフトの定期自主検査指針(労働安全衛生規則
第151条の21の自主検査に係るもの)等の公表等について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第3項の規定に基づき、フォークリフトの定期自主検査指針(労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの)、ショベルローダー等の定期自主検査指針(労働安全衛生規則第151条の31の自主検査に係るもの)、不整地運搬車の定期自主検査指針(労働安全衛生規則第151条の53の自主検査に係るもの)、車両系建設機械の定期自主検査指針(労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの)及び高所作業車の定期自主検査指針(労働安全衛生規則第194条の23の自主検査に係るもの)が別添1から別添5までのとおり定められ、その名称及び趣旨が別添6から別添10までのとおり令和5年3月31日付けで官報において公示されたところである(自主検査指針公示第21号、第22号、第23号、第24号及び第25号)。

については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第29条の3において準用する同規則第24条の規定に基づき、都道府県労働局労働基準部安全主務課において上記5指針(以下、単に「指針」という。)を閲覧に供されたい。

また、指針の制定の趣旨等は下記のとおりであるので、事業者及び関係機関に対して、本指針の周知等を図られたい。

記

1 趣旨

これらの指針は、技術革新によって構造が変化した機械の検査が困難な場合等があることに伴い、これらの機械を含めた定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準等を改めたものである。

2 改正の内容

(1) 電子制御式のエンジンに対応する測定方法の追加

電子制御式のエンジンについては、エンジン等に取り付けられたセンサー

からの情報によりエンジンの状態を制御していることから、異常を示すモニター表示の有無等により良否判定を行うよう、検査方法を追加した。

(2) 燃料噴射装置の検査方法の見直し

最新機器では、ディーゼルエンジン燃料噴射装置のノズル部に不良があった場合に、噴射圧力が調整されたノズルチップ(燃料噴射部分の部品)が内蔵されているノズルアッセンブリ(燃料噴射装置を構成する部品を組み立てたもの)ごとと交換をしているため、ノズルアッセンブリ全体を交換する場合は噴射圧力測定を行わないこととするよう見直した。

(3) かじ取り車輪等の検査方法の見直し

かじ取り車輪の検査について、機械が十分に旋回できる程度の広さを有した場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、機械が旋回したときの軌跡の半径の測定を不要とし、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度との関係を確認する等、機械の駐車場所程度の広さであっても検査が可能となるよう検査方法を見直した。

(4) 電気式のパワーステアリング装置の検査方法の追加

電気式のパワーステアリング装置を使用するバッテリー式機械の使用が増加している現状を踏まえ、電気式のパワーステアリング装置の適正な検査を行い、バッテリー式の機械の安全性を確保するため、パワーステアリング装置用モーターのブラシの摩耗量を確認する等、電気式のパワーステアリング装置の検査方法を追加した。

(5) 駐車ブレーキの検査方法の見直し

駐車ブレーキの効き具合の検査について、20パーセントの勾配がある場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、適切な方法で制動力を確認する等、勾配を有しない場所でも検査が可能となるよう検査方法を見直した。

(6) 機械の構造の変化に伴う各種検査方法の見直し

ガソリンエンジンの冷却装置のファンベルト等の検査に当たって、緩み量等の実測を不要とし、ファンベルトの緩み、損傷等の有無を目視で確認する等、最新の機械の構造に合致した検査が可能となるよう検査方法を見直した。

3 留意事項

電子制御式のエンジン等の検査について、検査項目の状態をセンサーを用いて測定等し、モニター等に表示された情報を確認することにより検査事項の適否を適切に確認する場合であっても、労働安全衛生法第45条第1項の規定に基づき実施する検査を適切に実施したものと認められるものであること。

4 関係通達の一部改正

(1) 平成2年9月26日付け基発第584号「検査代行機関等に関する規則の一部

を改正する省令の施行について」の一部を次のように改正する。

別添を別紙 1 のとおり改める。

上記 2 (2) を踏まえ、ノズルテスターを削除するものであること。

- (2) 平成 23 年 4 月 6 日付け基発 0406 第 3 号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」の一部を次のように改正する。

記の第 2 の 1 の (2) を別紙 2 のとおり改める。

上記 2 (2) を踏まえ、ノズルテスターを削除するものであること。

別紙 1

検査機器一覧

<p>労働安全衛生法別表第2第11号の動力により駆動されるプレス機械</p>	<p>1 回転計 2 停止性能測定装置 3 電圧計 4 電流計 5 絶縁抵抗計 6 探傷器 7 硬さ試験機</p>
<p>労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第13条第3項第8号のフォークリフト</p>	<p>1 シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計 2 回転計</p>
<p>令第13条第3項第9号の令別表第7に掲げる建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの</p>	<p>3 シックネスゲージ 4 油圧装置の圧力を測定する圧力計 5 電圧計</p>
<p>令第13条第3項第33号の不整地運搬車</p>	<p>6 電流計 7 探傷器</p>
<p>令第13条第3項第34号の高所作業車</p>	<p>8 摩擦ゲージ</p>

別紙 2

(2) 登録基準 (第 1 9 条の 2 4 の 2 の 3)

申請に係る検査業者検査員研修に用いる機械器具その他の設備及び施設の数 (第 1 項第 4 号) は、申請の区分に応じ、次によることとする。

区分	機械器具等
動力プレス	1 回転計 2 停止性能測定装置 3 電圧計 4 電流計 5 絶縁抵抗計 6 探傷器 7 硬さ試験機 上記 1 ~ 7 の検査機器の種類ごとに 1 以上あること。 8 ポジチブクラッチを有する動力プレス機械、フリクションクラッチを有する動力プレス機械、油圧プレス機械、スライドによる危険を防止するための機構を有する動力プレス機械のなかから 2 種類以上の機械を使用すること。
フォークリフト	1 シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計
車両系建設機械 (令別表第 7 第 1 号、第 2 号及び第 6 号)	2 回転計
車両系建設機械 (令別表第 7 第 3 号)	3 シックネスゲージ
車両系建設機械 (令別表第 7 第 4 号)	4 油圧装置の圧力を測定する圧力計
車両系建設機械 (令別表第 7 第 5 号)	5 電圧計
不整地運搬車	6 電流計
高所作業車	7 探傷器
	8 摩擦ゲージ
	上記 1 ~ 8 の検査機器の種類ごとに 1 以上あること。
	9 それぞれ区分の機械のなかから 1 種類以上の機械を使用すること。

フォークリフトの定期自主検査指針

検査項目		検査方法	判定基準	
1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
		b 回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		d エアクリナー	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
			油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
			弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。

		<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドルリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p>	
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>	
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p>	
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び劣化がないこと。</p>	
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>	
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>	
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p>	
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び老化がないこと。</p>	
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>	
(4) 高圧ガス燃料装置	<p>導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>	
	<p>導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>	
	<p>ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び損傷がないこと。</p>	
(5) プロパイガス還元装置	<p>メーターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>	
	<p>メーターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>詰まり及び損傷がないこと。</p>	
(6) 冷却装置	<p>冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p>	<p>水量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーター</p>	<p>水漏れ及び目詰まりがないこと。</p>	

		のフィンの目詰まりの有無を調べる。		
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。	
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。	
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。	
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
	(7) 点火装置	ディストリビューターキャップの亀裂の有無を調べる。	亀裂がないこと。	
		高圧コード端部の損傷の有無並びにディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	損傷がなく、はめ込みが正常であること。	
		コンタクトポイントの隙間及び接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	隙間がメーカーの指定する基準値内であり、焼損及び突起の発生がないこと。	
		点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	汚れ、焼損及び破損がないこと。	
		フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。	
		点火時期を調べる。	メーカーの指定する点火時期であること。	
	(8) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
			損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
2 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
			予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b 回転の状態	アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
		アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。	

	エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
	排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
d エアクリーター	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
	油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
h 過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
	本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
i エンジンマウント	ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び変形がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	損傷及び劣化がないこと。

(2) 潤滑装置	オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。		油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。		油漏れがないこと。	
	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。		著しい汚れ及び損傷がないこと。	
	(3) 燃料装置	燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。		燃料漏れがないこと。
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。		損傷及び老化がないこと。
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。		著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
	(4) 冷却装置	冷却水の量及び汚れの有無を調べる。		水量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。		水漏れ及び目詰まりがないこと。
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。		損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。		正常に機能すること。
ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。		損傷がないこと。		
ファンベルトの緩みを調べる。		著しい緩みがないこと。		
ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。		著しい摩耗及び損傷がないこと。		
冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。		亀裂、損傷及び変形がないこと。		
冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。		緩み及び脱落がないこと。		
(5) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。	
	b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。	
		端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。	
	c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。	
損傷の有無を調べる。		損傷がないこと。		
3 電動機・	ブラシの摩耗量及び当たりの状		摩耗量がメーカーの指定する基	

制御装置等	(1) 電動機		態を調べる。	準値内であり、全周について当たりが正常であること。	
			ブラシのばね力を調べる。	ばねの戻り具合が適正であること。	
			コンミテーター面の汚れ及び摩擦の有無を調べる。	汚れ及び著しい摩擦がないこと。	
			内部渡り線及びピグテール等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
			取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
	(2) 制御装置	a コントローラー		車輪を浮かせ、モーターの低速時から高速時までの回転状態並びに異音及び異臭の有無を調べる。	回転が円滑で、異音及び異臭がないこと。
				荷役装置を作動させ、モーターの低速時から高速時までの回転状態並びに異音及び異臭の有無を調べる。	回転が円滑で、異音及び異臭がないこと。
		b コンタクター		接点の緩み、損傷及び摩擦の有無を調べる。 〔開放式〕	緩み、損傷及び著しい摩擦がないこと。
				補助接点の作動具合並びに汚れ及び摩擦の有無を調べる。 〔開放式〕	正常に作動し、汚れ及び著しい摩擦がないこと。
				作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
		c マイクロスイッチ		開閉のタイミング及び作動の適否を調べる。	タイミングが適正で、正常に作動すること。
				損傷の有無並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	損傷、緩み及び脱落がないこと。
		d 抵抗器（レジスタ）		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
				焼損の有無を調べる。	焼損がないこと。
		e 過電流制限装置		走行用及び荷役用モーターの最大電流を調べる。 〔可変抵抗器を用いて過電流値を設定する制御方式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	f 安全装置		強制的に安全装置を作動させ、作動の有無を調べる。 〔サイリスターチョッパー制御方式〕	確実に作動すること。	
	(3) ヒューズ		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
			ヒューズの容量を調べる。	メーカーの指定する容量であること。	
	(4) 配線		接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。	
			損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
(5) 充電装置		タイマーの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。		
		マグネットスイッチの作動の適否及び充電状態を調べる。	マグネットスイッチが正常に作動し、充電状態が正常であること。		

		充電用コード及びコンセントの損傷及び荒れの有無を調べる。	損傷及び荒れないこと。
(6) バッテリー		電解液の量を調べる。	規定範囲内にあること。
		電解液の比重を調べる。	メーカーの指定する範囲内であること。
		各電槽の電圧を調べる。	メーカーの指定する範囲内であること。
		端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
		容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	損傷及び液漏れないこと。
		バッテリーコード及びコネクタの損傷の有無並びに接続の適否を調べる。	損傷がなく、接続が適正であること。
4 動力伝達装置	(1) クラッチ	アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	異音がなく、クラッチが完全に切れること。
		クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	滑りがなく、接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル	反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。	重さ及び戻り具合が適正であること。
		操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。
	(3) クラッチマスターシリンダー	クラッチペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。	油漏れないこと。
		リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
	(4) クラッチレリーズシリンダー	圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。	油漏れないこと。
	(5) トランスミッション	レバーが前進及び後進の状態では車体を駆動させて作動状態並びにレバーの抜け及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、レバーの抜け及び異音がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れないこと。
	(6) トルクコンバーター	負荷をかけ、異音の有無を調べる。	異音がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れないこと。
		中立及び各変速位置でのレバーのがたの有無並びに入り具合を調べる。	著しいがたがなく、操作が円滑であること。
レバーを中立にし、エンジンの回転を上げて車の動きを調べる。		車が動き出さないこと。	
インチングペダルを一杯に踏み込んでおいて、レバーを前進又は後進に入れ、エンジンの回転を上げて車の動きを調べる。		車が動き出さないこと。	
(7) プロペラシャフト	両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。	異常な振れないこと。	

		<p>スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しいがた及び損傷がないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>	
	(8) デファレンシャル	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>デファレンシャルキャリア取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	(9) ファイナルドライブ	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて、異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>	
5 走行装置	(1) フロントアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
		(2) リヤアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>センターピンのがた及びキャップ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>著しいがた、緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) ホイール (タイヤ)	<p>空気圧を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p> <p>溝の深さを調べる。</p> <p>金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。</p> <p>ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた及び異音の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。</p> <p>規定値以上であること。</p> <p>異物のかみ込みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた及び異音がないこと。</p>	
		(4) サスペンション	<p>リンク、スプリング等の亀裂、損傷及び変形並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷、変形、緩み及び脱落がないこと。</p>
6 操縦装置		(1) ハンドル	<p>走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p> <p>上下左右及び前後に動かして緩</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。</p> <p>著しいがたがなく、取り付け部</p>

		み及びがたの有無を調べる。	に緩みがないこと。
(2) ギヤボックス		ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(3) ロッド及びアーム類		亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	著しいがた及び摩耗がないこと。
		連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(4) ナックル		キングピンのがたの有無を調べる。	がたがないこと。
		亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) かじ取り車輪		ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	左右で著しい相異がないこと。
		ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置 〔油圧式〕		油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。
(7) パワーステアリング装置 〔電気式〕		ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	摩耗量がメーカーの指定する基準値内であり、全周について当たりが正常であること。
		ブラシのばね力を調べる。	ばねの戻り具合が適正であること。
		コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	汚れ及び著しい摩耗がないこと。
		アクチュエーターを作動させ、異音の有無を調べる。	異音がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(8) ステアリング用チェーン、ワイヤケーブル等		張り具合並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。	張りが適正で、著しい損傷及び摩耗がないこと。
7 制動装置	(1) 走行ブレーキ	ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床板との隙	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。

	<p>間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。</p> <p>ペダルを操作し、ブレーキの開放状態及びロック状態並びにスイッチの開閉のタイミングを調べる。</p> <p>〔デットマン式〕 ブレーキ締付けスプリングの調整値を調べる。</p> <p>〔デットマン式〕</p>	<p>効き具合が適正であり、片効きがなく、フォークリフト構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p> <p>開放及びロックが確実で、スイッチの開閉のタイミングが適正であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>〔ラチェット式〕</p> <p>レバーの引き力又はペダルの踏み力を調べる。</p> <p>〔トグル式〕</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ブレーキ締付けスプリングの調整値を調べる。</p> <p>〔デットマン式〕</p>	<p>余裕があること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(3) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
(4) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
(5) オイルブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(6) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>

	漏れ及び油漏れの有無を調べる。	
(7) ブレーキ倍力装置	チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	エア漏れ及び油漏れがないこと。
(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー	ドラムとライニングの間隙を調べる。 〔アジャスター手動調整式〕	メーカーの指定する基準内であること。
	ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。	剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。	腐食及びへたりがないこと。
	ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
(9) バックプレート	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(10) ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕	ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。	引きずりがないこと。
	パッドの厚さを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	ピストンからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(11) ブレーキディスク及びブレーキプレート〔湿式ディスク式〕	ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング	ブレーキ締付けスプリングのへたりの有無を調べる。 〔デットマン式〕	へたりがないこと。
	ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。

		<p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	
8 荷役装置	(1) フォーク	フォーク止めピン部の変形、亀裂及び摩耗の有無を調べる。	変形、亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		フォーク先端の開き及び高さの差を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		フォーク根元部、アッパーフック部及びロアーフック部の亀裂の有無を探傷器等で調べる。	亀裂がないこと。
		摩耗量を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	(2) マスト、ストロドルーム及びリフトブラケット	変形、亀裂及び損傷の有無を調べる。	変形、亀裂及び損傷がないこと。
		ローラーの摩耗及びベアリングのがたの有無を調べる。	著しい摩耗及びがたがないこと。
		ローラーピン溶接部の亀裂の有無を調べる。	亀裂がないこと。
		マストサポート部のがた及びキャップ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	著しいがた、緩み及び脱落がないこと。
	(3) チェーン及びチェーンホイール	チェーンの張り具合を調べる。	左右均等であること。
		チェーンの伸びを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		チェーンの亀裂、変形、損傷及び腐食の有無を調べる。	亀裂、変形、損傷及び腐食がないこと。
		チェーンホイールの変形、損傷及びがたの有無を調べる。	変形、損傷及びがたがないこと。
	(4) アタッチメント装置	本体への取付け状態を調べる。	正常であること。
		各部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		各部の亀裂、変形、損傷及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形、著しい損傷及び摩耗がないこと。
		各部の作動状態及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、異音がないこと。
9 油圧装置	(1) 作動油タンク	取付け部、溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	
		ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	目詰まりがないこと。
	(2) フィルター 〔サクションフィルター〕 〔リターンフィルター〕 〔ラインフィルタ	ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
		フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。	汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。
		ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	

	ー)	フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(3) 配管 (ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれの有無を調べる。	亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれがないこと。
		継手部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(4) 油圧ポンプ (駆動装置を含む。)	パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	(5) 油圧モーター 〔アタッチメント用〕	パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	(6) 油圧シリンダー 〔リフト用〕 〔ティルト用〕 〔リーチ用〕 〔アタッチメント用〕	作動状態を調べる。	円滑に作動し、異音がないこと。
		数回伸縮作動させた後、シール部等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		負荷をかけて静止させ、自然降下量及び自然前傾量を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		シリンダー及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
		ティルトシリンダー取付けピンの摩耗並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	著しい摩耗、緩み及び脱落がないこと。
	(7) 方向制御弁 (コントロール弁)	レバーを操作し、作動状態を調べる。	円滑に作動すること。
		油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		安全弁のリリーフ圧を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	(8) 電磁弁	作動させて異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。	異音及び異常発熱がなく、正常に作動すること。
		油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(9) 回転継手 〔アタッチメント用〕	負荷をかけた状態で回転させ、回転状態及び油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。
10 安全装置・車体関係等	(1) 車枠及び車体	シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。

		ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	開閉、ロック及びキーに異常がないこと。
		ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	がた及び破損がないこと。
(3) 座席		調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(4) シートベルト		ベルトの損傷の有無を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。
		シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	正常にロックされること。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(5) 昇降設備及び滑り止め		亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) 表示板		構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(7) ヘッドガード及びバックレスト		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
(8) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等		各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
		各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	破損及び水等の浸入がないこと。
(9) 計器類 ・油圧計 ・空圧計 ・電流計 ・燃料計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等		エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(10) 後写鏡及び反射鏡		汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。
(11) 給油脂		各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
		自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(12) 離席時誤操作防止装置 〔走行用〕 〔荷役用〕		作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
11 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

備考

- この指針は、フォークリフトについて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の21の規定により、1年以内に、定期に自主検査を行う場合の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受けるフォークリフトであって、同法第48条第1項に基づく定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を荷役装置又は作業装置以外の

部分について実施し、その点検を行ったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。

ショベルローダー等の定期自主検査指針

検査項目		検査方法	判定基準	
1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
		b 回転状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		d エアクリナー	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等に緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
			油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
			弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。

		<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドルリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p>	
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>	
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p>	
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び劣化がないこと。</p>	
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>	
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>	
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p>	
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び老化がないこと。</p>	
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>	
(4) 高圧ガス燃料装置	<p>導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>	
	<p>導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>	
	<p>ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び損傷がないこと。</p>	
(5) プロパイガス還元装置	<p>メーターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>	
	<p>メーターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>詰まり及び損傷がないこと。</p>	
(6) 冷却装置	<p>冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p>	<p>水量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーター</p>	<p>水漏れ及び目詰まりがないこと。</p>	

		のフィンの目詰まりの有無を調べる。		
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。	
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。	
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。	
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
	(7) 点火装置	ディストリビューターキャップの亀裂の有無を調べる。	亀裂がないこと。	
		高圧コード端部の損傷の有無並びにディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	損傷がなく、はめ込みが正常であること。	
		コンタクトポイントの隙間並びに接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	隙間がメーカーの指定する基準値内であり、焼損及び突起の発生がないこと。	
		点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	汚れ、焼損及び破損がないこと。	
		フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。	
		点火時期を調べる。	メーカーの指定する点火時期であること。	
	(8) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
			損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
2 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
			予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b 回転の状態	アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯等の有無を調べる。	異常を示す表示及び警告灯の点灯等がないこと。

	〔電子制御式〕 エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
	排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
d エアクリナー	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
	油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
h 過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
	本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
i エンジンマウント	ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び変形がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	防振ゴムの損傷及び劣化の有無	損傷及び劣化がないこと。

		を調べる。		
(2)	潤滑装置	オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	著しい汚れ及び損傷がないこと。	
(3)	燃料装置	燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	燃料漏れがないこと。	
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	損傷及び老化がないこと。	
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	著しい汚れ及び目詰まりがないこと。	
(4)	冷却装置	冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	水量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	水漏れ及び目詰まりがないこと。	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。	
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。	
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。	
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
(5)	電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。		
	損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。		

3 動力伝達装置	(1) クラッチ	<p>アイドル状態状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル	<p>反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
(3) クラッチマスターシリンダー	クラッチペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
(4) クラッチレリーズシリンダー	圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(5) トランスミッション	レバーが前進及び後進の状態では車体を駆動させて作動状態並びにレバーの抜け及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、レバーの抜け及び異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(6) トルクコンバーター	負荷をかけ、異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	中立及び各変速位置でのレバーのがたの有無並びに入り具合を調べる。	著しいがたがなく、操作が円滑であること。	
	レバーを中立にし、エンジンの回転を上げて車の動きを調べる。	車が動き出さないこと。	
	インチングペダルを一杯に踏み込んでおいて、レバーを前進又は後進に入れ、エンジンの回転を上げて車の動きを調べる。	車が動き出さないこと。	
(7) プロペラシャフト	両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。	異常な振れがないこと。	
	スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。	著しいがた及び損傷がないこと。	
	連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	緩み、損傷及び脱落がないこと。	
(8) デファレンシャル	両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	デファレンシャルキャリア取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
(9) ファイナルドラ	両輪接地又は片輪接地で駆動さ	異音がないこと。	

	イブ	<p>せて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
4 走行装置	(1) フロントアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		(2) リヤアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>センターピンのがた及びキャップ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
	(3) ホイール (タイヤ)	<p>空気圧を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
		<p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p>	<p>走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。</p>
		<p>溝の深さを調べる。</p>	<p>規定値以上であること。</p>
		<p>金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。</p>	<p>異物のかみ込みがないこと。</p>
		<p>ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		<p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた及び異音の有無を調べる。</p>	<p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた及び異音がないこと。</p>
	5 操縦装置	(1) ハンドル	<p>走行状態でハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p>
<p>上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。</p>			<p>著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。</p>
(2) ギヤボックス		<p>ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
		<p>ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(3) ロッド及びアーム類		<p>亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び曲がりがないこと。</p>
		<p>ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>
		<p>ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p>
		<p>連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(4) ナックル		<p>キングピンのがたの有無を調べ</p>	<p>がたがないこと。</p>

		る。 亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) かじ取り車輪		ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	左右で著しい相異がないこと。
		ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置〔油圧式〕		油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。
6 制動装置	(1) 走行ブレーキ	ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床板との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。
		走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、ショベルローダー等構造規格の規定に適合すること。
		ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。	エアの混入がないこと。
	(2) 駐車ブレーキ	レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。 〔ラチェット式〕	余裕があること。
		レバーの引き力又はペダルの踏み力を調べる。 〔トグル式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
		駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	損傷及び緩みがないこと。
		ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。
	(4) ホース及びパイプ	圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	油漏れ及びエア漏れがないこと。
		損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	緩み及び脱落並びに干渉がないこと。
	(5) オイルブレーキ	ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダ	円滑に作動すること。

	<p>一の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(6) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバーを規定値まで加圧した後、リザーバー、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(7) ブレーキ倍力装置	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの隙間を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食及びへたりのないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(9) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(10) ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕	<p>ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。</p> <p>パッドの厚さを調べる。</p> <p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>引きずりがいないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(11) ブレーキディスク及びブレーキプレート〔湿式ディスク式〕	<p>ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>

		<p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		<p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
7 荷役装置	(1) バケット	各部の変形、亀裂及び損傷の有無を調べる。	変形、亀裂及び損傷がないこと。
		バケットのエッジ及びツースの摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
	(2) フォーク等	フォーク及び止めピン部の変形、亀裂及び摩耗の有無を調べる。	変形、亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		フォーク先端の開き及び高さの差を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		フォーク根元部、アッパーフック部及びロアーフック部の亀裂の有無を探傷器等で調べる。	亀裂がないこと。
		摩耗量を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	(3) リフトアーム(ブーム)及びリーチアーム	各部の変形、亀裂及び損傷の有無を調べる。	変形、亀裂及び損傷がないこと。
		ピン及びブシュ挿入部(ボス)の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
	(4) リンク装置	リンク、ベルクランク及びバケットホルダの変形、亀裂及び損傷の有無を調べる。	変形、亀裂及び損傷がないこと。
		ピン及びブシュ挿入部(ボス)の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
(5) ピン及びブシュ	ピン及びブシュのがた及び摩耗の有無を調べる。	がた及び著しい摩耗がないこと。	
	ピンロックボルトの締付け状態を調べる。	緩みがないこと。	
(6) 各種アタッチメント	各部の緩み、変形、亀裂、損傷及び摩耗の有無並びに取付けの状態を調べる。	緩み、変形、亀裂、損傷、及び著しい摩耗がなく、取付け状態が適正であること。	
8 油圧装置	(1) 作動油タンク	取付け部、溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	
		ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	目詰まりがないこと。
		ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(2) フィルター〔サクシオンフィ	フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。	汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。

	ルター) 〔リターンフィルター〕 〔ラインフィルター〕	ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。 フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(3) 配管 (ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれの有無を調べる。 継手部からの油漏れの有無を調べる。 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれがないこと。 油漏れがないこと。 取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(4) 油圧ポンプ (駆動装置を含む。)	パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。 作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	油漏れがないこと。 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	(5) 油圧シリンダー 〔リフト用〕 〔ダンプ用〕 〔リーチ用〕 〔アタッチメント用〕	作動状態を調べる。 数回伸縮作動させた後、シール部等からの油漏れの有無を調べる。 負荷をかけて静止させ、自然降下量及び自然前傾量を調べる。 シリンダー及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。 シリンダー取付けピンの摩耗並びに取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	円滑に作動し、異音がないこと。 油漏れがないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。 著しい摩耗、緩み及び脱落がないこと。
	(6) 方向制御弁 (コントロール弁)	レバーを操作し、作動状態を調べる。	円滑に作動すること。
		油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		安全弁のリリーフ圧を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
9 安全装置・車体関係等	(1) 車枠及び車体	シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	開閉、ロック及びキーに異常がないこと。
		ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(4) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。
		シートベルトを締め、バックル	正常にロックされること。

		の巻取装置のロックの状態を調べる。	
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(5) 昇降設備及び滑り止め		亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) 表示板		構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(7) ヘッドカード及びバックレスト		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
(8) 操作レバーロック装置		取付け状態及び作動状態を調べる。	正常な状態であること。
(9) アーム落下防止装置		取付け状態及び作動状態を調べる。	正常な状態であること。
(10) 灯火装置、警音器、方向指示器窓拭き器、デフロスター等		各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
		各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	破損及び水等の浸入がないこと。
(11) 計器類 ・油圧計 ・空圧計 ・電流計 ・燃料計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等		エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(12) 後写鏡及び反射鏡		汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。
(13) 給油脂		各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
		自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(14) 離席時誤操作防止装置 〔走行用〕 〔荷役用〕		作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
10 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

備考

- この指針は、ショベルローダー等について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の31の規定により、1年以内に、定期に自主検査を行う場合の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受けるショベルローダー等であって、同法第48条第1項に基づく定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。

不整地運搬車の定期自主検査指針

検査項目		検査方法	判定基準	
1 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
			予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b 回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		d エアクリナー	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
			油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。			

g 圧縮圧力	<p>圧縮圧力を調べる。</p> <p>ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>〔非電子制御式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p>
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p>
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び劣化がないこと。</p>
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>著しい油漏れがないこと。</p>
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p>
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び老化がないこと。</p>
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>
(4) 冷却装置	<p>冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p>	<p>水量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	<p>ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィン目詰まりの有無を調べ</p>	<p>水漏れ及び目詰まりがないこと。</p>

		る。				
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。			
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。			
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。			
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。			
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。			
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。			
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。			
(5)	電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。		
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。		
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。		
		c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。		
		配線の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。			
(6)	エアコンプレッサー	コンプレッサーを作動させて異音及び異常振動の有無を調べる。	異音及び異常振動がないこと。			
		コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	エア漏れ及び油漏れがないこと。			
		エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜っていないかを調べる。	水が溜っていないこと。			
		作業時に規定エア圧力以上で無負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力の上限で無負荷運転になること。			
		作業時に規定エア圧力以下で負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力の下限で負荷運転になること。			
2	ガソリンエンジン	(1)	本体	a 始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
				b 回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
					アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。

	エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
	排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
d エアクリーナー	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管の緩みがないこと。
	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
	油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールド締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れや水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
	圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
h 過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。

		本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	損傷及び劣化がないこと。
(2) 潤滑装置		オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	著しい油漏れがないこと。
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
(3) 燃料装置		燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	燃料漏れがないこと。
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	損傷及び老化がないこと。
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
(4) 高圧ガス燃料装置		導管及び接続部についてガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。
(5) ブローバイガス還元装置		メーターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動状態の適否を調べる。	正常に作動すること。
		メーターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	詰まり及び損傷がないこと。
(6) 冷却装置		冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	水量が適正で、著しい汚れがないこと。

		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンが目詰まりの有無を調べる。	水漏れ及び目詰まりがないこと。
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(7) 点火装置		ディストリビューターのキャップの亀裂の有無を調べる。	亀裂がないこと。
		高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	損傷がなく、はめ込みが正常であること。
		コンタクトポイントの隙間並びに接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	隙間がメーカーの指定する基準値内であり、焼損及び突起の発生がないこと。
		点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	汚れ、焼損及び破損がないこと。
		フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。
		点火時期を調べる。	メーカーの指定する点火時期であること。
(8) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
	b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
		端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
	c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
配線の損傷の有無を調べる。		損傷がないこと。	
3 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	アイドルリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるととも	異音がなく、クラッチが完全に切れること。

	<p>にトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
(2) クラッチペダル (インチングペダル)	<p>反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
(3) クラッチケース	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
(4) イナーシャブレーキ	<p>アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキが作動するかを調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
(5) 駆動用ベルト	<p>ベルトの緩みを測定する。</p> <p>外観の損傷及び汚れの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>損傷及び油脂類の付着がないこと。</p>
(6) カップリング	<p>連結部取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p> <p>取付け部ゴムカップリングの変形、劣化及びがたの有無を調べる。</p>	<p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p> <p>変形、劣化及びがたがないこと。</p>
(7) ユニバーサルジョイント	<p>エンジン回転を低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。</p> <p>シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>
(8) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p>

		<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
(9) 操向クラッチ (横軸を含む。)	<p>走行して操向レバー又はペダルを操作したとき、異音及び滑りがなく、確実に作動するかを調べる。</p>	<p>異音及び滑りがなく、確実に作動すること。</p>	
	<p>レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。</p>	<p>遊び及び引きしろが適正であること。</p>	
	<p>レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンのさび付きの有無を調べる。</p>	<p>がた及びさび付きがないこと。</p>	
	<p>ケース内の油量を調べる。</p>	<p>油量が適正であること。</p>	
	<p>油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>	
(10) ファイナルドライブ (HSTの走行減速機を含む。)	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p>	
	<p>ケース内の油量を調べる。</p>	<p>油量が適正であること。</p>	
	<p>油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>	
(11) 車軸ケース (チェーンケース) [ホイール式]	<p>エンジンをフル回転の状態前後進させ、異音の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p>	
	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>	
	<p>ケース内の油量を調べる。</p>	<p>油量が適正であること。</p>	
	<p>油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>著しい汚れがないこと。</p>	
	<p>カバー取付け面及び車軸周辺からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>	
	<p>ケース取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
4 走行装置 (クローラ式)	(1) 起動輪及び遊動輪	<p>亀裂、変形及び磨耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい磨耗がないこと。</p>

	<p>走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p>
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
(2) 上部ローラー及び下部ローラー (滑り板を含む。)	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>走行して軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p>
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>走行し、地盤の凹凸にしたがってローラーブラケットが円滑に首振り動作を行うかを調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
(3) 履帯(クローラベルト)	<p>シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を測定する。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、緩みを測定する。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>トラックピンの抜出しの有無を調べる。</p>	<p>抜出しがないこと。</p>

	(4) ゴム履帯	スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	切断及び著しい損傷がないこと。
		ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。	著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。
		心金の脱落の有無を調べる。	脱落がないこと。
		緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	(5) 履帯調整装置	グリースタイプのものにあつては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュータイプのものにあつては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	正常に作動すること。
		調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。
		調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(6) トラックフレーム	亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
5 走行装置 (ホイール式)	ホイール(タイヤ)	空気圧を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		溝の深さを調べる。	規定値以上であること。
		金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。	異物のかみ込みがないこと。
		ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		リム、サイドリンク及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のが	がた、異音及び異常発熱がないこと。

		た、異音及び異常発熱の有無を調べる。	
6 操縦装置	操作レバー 操向レバー 荷役レバー	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で著しいがたがないこと。
7 制動装置	(1) 走行ブレーキ	ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床板との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。
		走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、不整地運搬車構造規格の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ	レバーを一杯に引いて、レバーの爪がラチェットにかみ合った状態で、引きしろに余裕の有無を調べる。	引きしろに余裕があること。
		駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		レバーを反復作動させて引き力及び戻り具合を調べる。	引き力及び戻り具合が正常であること。
		爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	損傷及び緩みがないこと。
		ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。
	(4) ペダルロック 〔クローラ式〕	ペダルを踏み込み、足を離したときに確実にロックされているかを調べる。	確実にロックされていること。
		ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。	ブレーキが十分に効いていること。
		ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
	8 荷役装置	荷台 (テールゲート及	荷台の上下並びにテールゲートを及びサイドゲートの開閉が円滑に行えるかを調べる。

	びサイドゲートを含む。)	<p>ダンプ時にテールゲートが自動的に開放し、下降時にロックするかを調べる。</p> <p>各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>荷台を上下させてフレームと荷台との取付けピン及びダンプシリンダー取付けピン等のがたを調べる。</p>	<p>開放が滑らかで、確実にロックできること。</p> <p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>ボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>各ピン部に著しいがたがないこと。</p>
9 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>取付け部、溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。 加圧式タンクの場合は、エア漏れ(安全弁を含む。)の有無を調べる。</p>	油漏れ及びエア漏れがないこと。
		<p>油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	目詰まりがないこと。
		<p>ブラケットの取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
(2) フィルター 〔サクションフィルター〕 〔リターンフィルター〕 〔ラインフィルター〕	<p>フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。	
	<p>フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。	

(3) 配管（ホース類、高圧パイプ）		配管の亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びびねじれの有無を調べる。	亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びびねじれがないこと。
		配管継手部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		配管の取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
(4) 油圧ポンプ(駆動装置を含む。)		パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 ただし、 項の異常振動、異音及び異常発熱の検査で異常がなければ、この検査は省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
(5) HST用ポンプ付属弁	a ポンプコントロール弁	前進、後進及び中立の切換えが円滑に行えるかを調べる。	切換えが円滑であること。
		中立位置の適否を調べる。	ポンプの中立位置と一致し、中立位置で機械が静止していること。
		接合部及びシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	b プレッシャオーバーライド弁	規定の負荷圧をかけ、ポンプの吐出量を調べる。	吐出量が0になること。
接合部からの油漏れの有無を調べる。		油漏れがないこと。	
(6) 油圧モーター		パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
(7) 油圧シリンダー		作動状態を調べる。	円滑に作動すること。
		数回伸縮させた後、シール部等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。

	負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	伸縮量がメーカーの指定する基準値内にあること。
	シリンダー及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
(8) 方向制御弁 ・コントロール弁 ・パイロットコントロール弁 等	スプールを動かし、円滑に作動するかを調べる。	円滑に作動すること。
	油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
(9) 電磁弁	作動させて異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。	異音及び異常発熱がなく、正常に作動すること。
	油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(10) 圧力制御弁 ・リリーフ弁 ・減圧弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード弁 ・ブレーキ弁 等	アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(11) 流量制御弁 ・絞り弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁等	アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	アクチュエーターが正常に作動すること。
	本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(12) 逆止め弁 ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁等	アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	アクチュエーターが正常に作動すること。
	本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(13) オイルクーラ ー	暖機運転の後、油温の適否を調べる。	冷却効果が適正であること。
	フィンが目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	目詰まり並びに有害な変形及び破損がないこと。
	クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	ファンベルトの緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。

		電動式にあつては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
10 車体・安全装置等	(1) 車枠及び車体全装置等	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ又はカバー	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	開閉、ロック及びキーに異常がないこと。
		ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(4) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。
シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。		正常にロックされること。	
取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。		緩み及び脱落がないこと。	
(5) 昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。	
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
(6) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷なく、適正に取り付けられていること。	
(7) 灯火装置、警音器、方向指示器等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。	
	各灯火類のレンズの破損及び水等の侵入の有無を調べる。	破損及び水等の侵入がないこと。	
(8) 計器類 ・油圧計 ・電流計 ・燃料計 ・油温計	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。	

・水温計 等		
(9) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。
(10) レバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効きが正常で、損傷及び変形がないこと。
(11) 荷台降下防止装置	荷台を上げて装置の取付け状態を調べる。	確実に取り付けられていること。
	曲がり及び変形の有無を調べる。	著しい曲がり及び変形がないこと。
	安全支柱、ストッパー等の取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(12) 給油脂	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
	自動給油脂装置は、操作して作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(13) 離席時誤操作防止装置 〔走行用〕 〔荷役用〕	作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
11 総合テスト	走行及び荷役装置の操作を行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）

1 共通事項

1.1 原動機

検査項目		検査方法	判定基準	
1.1.1 ディーゼル エンジン	(1) 本体	a 始動性	<p>エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。</p> <p>予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。</p>	<p>始動が容易で、異音がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p>
		b 回転の状態	<p>アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。</p> <p>〔非電子制御式〕</p> <p>アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p> <p>エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。</p> <p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p> <p>引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。</p>
		c 排気の状態	<p>エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。</p> <p>排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>排気色及び排気音が正常であること。</p> <p>ガス漏れがないこと。</p>
		d エアクリナー	<p>ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。</p> <p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>〔オイルバス式〕</p>	<p>ケースに亀裂及び変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。</p> <p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p> <p>油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。</p>
		e 締付け	<p>シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		f 弁隙間	<p>弁隙間を調べる。</p> <p>ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>〔非電子制御式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
		<p>弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>	

g 圧縮圧力	<p>圧縮圧力を調べる。</p> <p>ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>〔非電子制御式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドル時から高速回転までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p> <p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>ガス漏れがないこと。</p>
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>損傷及び劣化がないこと。</p>
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>著しい油漏れがないこと。</p> <p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p> <p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p> <p>損傷及び老化がないこと。</p> <p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>
(4) 冷却装置	<p>冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p>	<p>水量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>水漏れ及び目詰まりがないこと。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p>

		<p>ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。</p> <p>ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。</p> <p>ファンベルトの緩みを調べる。</p> <p>ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。</p> <p>冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に機能すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>著しい緩みがないこと。</p> <p>著しい摩耗及び損傷がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(5) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
	b バッテリー	<p>電解液の量が規定の範囲内にあるかを調べる。</p> <p>端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。</p>	<p>規定範囲内にあること。</p> <p>緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。</p>
	c 配線	<p>接続部の緩みの有無を調べる。</p> <p>損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩みがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p>
(6) エアコンプレッサー	<p>作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。</p> <p>コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>エアタンク等のドレンコックを開いて水がたまっていないかを調べる。</p> <p>アンローダー機能の適否を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p> <p>水がたまっていないこと。</p> <p>上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。</p>	
1.1.2 電動機	(1) 電動機本体	<p>振動及び軸受部の異音の有無を調べる。</p> <p>コイルの絶縁抵抗を調べる。</p> <p>スリップリングのしゅう動面の汚れ、荒れ、腐食及び亀裂の有無を調べる。</p> <p>ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>汚れ、荒れ、腐食及び亀裂がないこと。</p> <p>摩耗量がメーカーの指定する基準値内であり、全周について当たりが正常であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) 駆動用ベルト	<p>緩みを調べる。</p> <p>損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ベルトカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>
	(3) 始動装置	ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	ヒューズの容量が適正で、正常に取り付けられていること。

	(起動装置)	<p>電動機を始動させ、機能の異常の有無を調べる。</p> <p>接点の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>配線の接続部の緩みの有無を調べる。</p> <p>配線の損傷の有無を調べる。</p>	<p>正常に機能すること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩みがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p>	
	(4) 保護装置	<p>漏電ブレーカーの作動テストを行う。</p> <p>過電流リレーの動作電流設定値を調べる。</p> <p>過電流リレーの作動テストを行う。</p>	<p>確実に作動すること。</p> <p>電動機定格電流に合致していること。</p> <p>ただし、メーカーが別に定めた場合は、その値であること。</p> <p>確実に作動すること。</p>	
(5)	配線等	a 分電盤	<p>ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。</p> <p>配線及び各取付けボルトの損傷、緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>各器具の破損の有無を調べる。</p>	<p>ヒューズの容量が適正で、正常に取り付けられていること。</p> <p>損傷、緩み及び脱落がないこと。</p> <p>破損がないこと。</p>
		b ケーブル	<p>損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>端末処理の状態を調べる。</p>	<p>損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>適正であること。</p>
		c 接地線	<p>電動機及び制御盤の接地線の有無並びに外れ及び断線の有無を調べる。</p>	<p>接地線が正常に取り付けられ、外れ及び断線がないこと。</p>

1.2 油圧装置

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
1.2.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>加圧式タンクの場合は、エア漏れ（安全弁を含む。）の有無を調べる。</p> <p>ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>目詰まりがないこと。</p> <p>取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) フィルター ・サクションフィルター ・リターンフィルター ・ラインフィルター	<p>フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) 配管 （ホース類、高圧パイプ）	<p>亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれの有無を調べる。</p> <p>継手部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) 油圧ポンプ （駆動装置を含む。）	<p>パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>負荷をかけ、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。</p> <p>ただし、 項の検査で異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(5) H S T a ポンプコントロール弁	<p>前進、後進及び中立の切換えが円滑に行えるかを調べる。</p> <p>中立位置の適否を調べる。</p>	<p>切換えが円滑であること。</p> <p>ポンプの中立位置と一致し、中立位置で機械が静止していること。</p>

用 ポン プ 付 属 弁		接合部及びシール部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	b プレッシャーオーバーライド弁	規定の負荷圧をかけ、ポンプの吐出量を調べる。 接合部からの油漏れの有無を調べる。	吐出量が0になること。 油漏れがないこと。
(6) 油圧モーター	パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。 作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	油漏れがないこと。 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	
(7) 油圧シリンダー	作動状態を調べる。 数回伸縮させた後、シール部等からの油漏れの有無を調べる。 負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。 シリンダー及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	円滑に作動すること。 油漏れがないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。	
(8) 方向制御弁 ・コントロール弁 ・パイロットコントロール弁 等	スプールの作動状態を調べる。 油漏れの有無を調べる。 取付け状態を調べる。	円滑に作動すること。 油漏れがないこと。 適正であること。	
(9) 電磁弁	作動させて異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。 油漏れの有無を調べる。	異音及び異常発熱がなく、正常に作動すること。 油漏れがないこと。	
(10) 圧力制御弁 ・リリーフ弁 ・減圧弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード弁 ・ブレーキ弁 等	アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	正常に作動すること。 油漏れがないこと。	
(11) 流量制御弁 ・絞り弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁 等	アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	正常に作動すること。 油漏れがないこと。	
(12) 逆止め弁 ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁 等	アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	正常に作動すること。 油漏れがないこと。	
(13) オイルクーラー	暖機運転の後、油温の適否を調べる。 フィンが目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。 クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	冷却効果が適正であること。 目詰まり並びに有害な変形及び破損がないこと。 油漏れがないこと。	

	<p>ファンベルトの緩みを調べる。</p> <p>ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>電動式にあつては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>
(14) アキュムレーター	<p>アクチュエーターを作動させ、作動速度等の異常の有無を調べる。</p> <p>配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。</p> <p>ガス封入圧を調べる。</p> <p>ただし、 項の検査で速度の異常がなく、 項の検査で異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>振れ及び異音がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(15) 回転継手 〔・センタージョイント ・スィベルジョイント〕	<p>負荷をかけた状態で回転させ、回転の状態及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>円滑に回転し、油漏れがないこと。</p>

1.3 上部旋回体

検査項目		検査方法	判定基準
1.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.3.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ 〔機械式〕	<p>アイドル状態状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル及びレバー 〔機械式〕	<p>反復操作し、重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
	(3) クラッチケース 〔機械式〕	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(4) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(5) 流体継手及びトルクコンバーター 〔機械式〕	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) チェーン及びスプロケット 〔チェーンケースを含む〕 〔機械式〕	<p>回転状態における異常振動及び異音の有無を調べる。</p> <p>チェーンの緩み及び伸びを調べる。</p> <p>ただし、項の検査で異常が認められない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ケース内の油量及び油汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>緩みが適正であり、伸びがメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(7) ギヤ及びピニオン 〔機械式〕	<p>回転状態における異音及び歯当たりの異常の有無を調べる。</p> <p>ただし、回転時に異音が認められない場合は、歯当たりの検査を省略してもよい。</p>	<p>異音がなく、歯当たりが適正であること。</p>
	(8) ギヤボックス、ギヤケース	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p>

及びギヤカバー 〔機械式〕	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
(9) 軸及び軸受 〔機械式〕	負荷をかけた回転状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
(10) 巻上げ減速機 〔油圧式〕	負荷をかけた状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
(11) 旋回減速機 〔油圧式〕	旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
(12) ドラム本体	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ドラムロック用のラチェット部の欠損及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 欠損及び著しい摩耗がないこと。
(13) ドラム軸及び軸受	ドラムに負荷をかけ、異音、異常発熱及び振れの有無を調べる。	異音、異常発熱及び振れがないこと。
(14) カムクラッチ 〔機械式〕	作動させてスリップの有無及び作動状態を調べる。	スリップがなく、正常に作動すること。
(15) ジブ降ろし装置 〔機械式〕	ジブを起伏させ、パウルの作動状態を調べる。 カバーを取り外し、パウルの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ただし、項の検査で作動異常が認められない場合は、この検査を省略してもよい。	円滑に作動すること。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
(16) 旋回及び走行 切換えクラッチ 〔機械式〕	クラッチの作動具合及び負荷をかけたときの抜出しの有無を調べる。 クラッチの爪部の摩耗の有無を調べる。 ただし、項の作動に異常が認められない場合は、この検査を省略してもよい。	入り、切りが円滑で、抜出しがないこと。 著しい摩耗がないこと。
(17) クラッチ及びブレーキバンド、シュー、ライニング及びドライバー	クラッチ及びブレーキの作動状態を調べる。 バンド、シュー及びドライバーの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ライニングの摩耗量を調べる。	円滑に作動すること。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。

		<p>ライニングとドラムの当たりの異常の有無を調べる。</p> <p>ライニングの当たり面の油脂の付着等の汚れの有無を調べる。</p> <p>リベットの緩みの有無を調べる。</p>	<p>クラッチ又はブレーキを解放したとき、ライニングがドラムに接触しないこと。</p> <p>ライニングの当たりが均一で、条痕がないこと。</p> <p>汚れがないこと。</p> <p>緩みがないこと。</p>
	(18) マスターシリンダー	<p>ペダル又はレバーを反復操作し、油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	(19) ホイールシリンダー	<p>圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	(20) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>クラッチ及びブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
	(21) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
1.3.3 操縦装置	(1) ハンドル 〔ホイール式〕	<p>走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p> <p>上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。</p> <p>著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。</p>
	(2) パワーステアリング装置 〔ハイドロスタティック式〕 〔ホイール式〕	<p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。</p>
1.3.4 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	

	(4) 油圧ポンプ [駆動装置を含む。]		"
	(5) 油圧モーター		"
	(6) 油圧シリンダ ー		"
	(7) 方向制御弁		"
	(8) 電磁弁		"
	(9) 圧力制御弁		"
	(10) 流量制御弁		"
	(11) 逆止め弁		"
	(12) オイルクーラ ー		"
	(13) アキュムレー ター		"
	(14) 回転継手		"
1.3.5 操作装置	レバー、ペダル 及びスイッチ	レバー等进行操作し、ストロークの 適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがた がないこと。
1.3.6 安全装置	(1) 旋回ロッ ク及び旋 回制動装 置	a 旋回ロッ ク ロックの効き具合を調べる。 ロック部の亀裂及び損傷の有無 を調べる。 油圧によって作動する型式のも のは、油漏れの有無並びに油圧ホ ースの損傷、ひび割れ及び老化の 有無を調べる。	効きが正常であること。 亀裂及び損傷がないこと。 油漏れ並びに油圧ホースの損 傷、ひび割れ及び老化がないこ と。
	b ブレーキ 式旋回制動 装置	ブレーキの作動状態を調べる。 バンド、シュー、ディスク及び レバー等の亀裂及び変形の有無を 調べる。 ライニング、ディスク及びパッ ドの摩耗の有無を調べる。 油圧によって作動する型式のも のは、油漏れの有無並びに油圧ホ ースの損傷、ひび割れ及び老化の 有無を調べる。	確実に作動すること。 亀裂及び著しい変形がないこ と。 著しい摩耗がないこと。 油漏れ並びに油圧ホースの損 傷、ひび割れ及び老化がないこ と。
	(2) ドラム ロック装 置	a 爪及びドラ ム 掛かり及び外れの操作を繰り返 し、操作レバー及び爪の作動状態 を調べる。 亀裂、変形及び摩耗の有無を調 べる。	作動が正常であること。 亀裂、著しい変形及び摩耗がな いこと。
	b 操作機構	レバー进行操作し、作動状態を調 べる。 損傷及び腐食の有無を調べる。 油圧によって作動する型式のも のは、油漏れの有無並びに油圧ホ ースの損傷、ひび割れ及び老化の 有無を調べる。	円滑に作動すること。 損傷及び腐食がないこと。 油漏れ並びに油圧ホースの損 傷、ひび割れ及び老化がないこ と。
	c パウルコン トロール	ばねのへたりの有無を調べる。 フリクションシューの摩耗量を 調べる。	へたりがないこと。 メーカーの指定する基準値内 であること。

	(3) ペダルロック及びレバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効きが正常で、損傷及び変形がないこと。
1.3.7 車体関係等	(1) 旋回フレーム及びブラケット	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) ローラーパス、ローラーブラケット、ローラー及びピン〔機械式〕	ローラーパス及びローラーブラケット溶接部の亀裂の有無を調べる。 ローラーブラケットの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ローラー及びローラーパス面の汚れ及び偏摩耗の有無を調べる。 無負荷及び負荷状態で緩回転させてローラーの回転状態を調べる。 ローラーとローラーパスの間隔を、90度間隔で4箇所について調べる。	亀裂がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 汚れ及び偏摩耗がないこと。 回転が円滑で、上部回転体の揺れがないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。
	(3) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	緩回転させて引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 ただし、項の検査で異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	円滑に旋回し、異音がないこと。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 損傷がないこと。
	(4) スリップリング及びブラシ〔油圧式〕	旋回させて各計器及びモニターの作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(5) キャブ	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。 開閉、ロック及びキーに異常がないこと。 がた及び破損がないこと。
	(6) カウンターウェイト	取付けボルトの緩み、脱落及び伸びの有無を調べる。	緩み、脱落及び伸びがないこと。
	(7) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。
	(8) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べる。 シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。 正常にロックされること。

	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(9) 昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
(10) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(11) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。 破損及び水等の浸入がないこと。
(12) 計器類 〔・油圧計・空圧計〕 〔・電流計・燃料計〕 〔・油温計・水温計〕 〔・表示灯〕 〔・多重電送装置〕 等〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(13) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。

1.4 下部走行体〔クローラ式〕

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
1.4.1 走行装置	(1) 起動輪、遊動輪及びsproケット	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(2) 上部ローラー及び下部ローラー	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) 履帯 (クローラベルト)	<p>シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を調べる。</p> <p>遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、緩みを調べる。</p> <p>トラックピンの抜出しの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>抜出しがないこと。</p>
	(4) ゴム履帯	<p>スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>心金の脱落の有無を調べる。</p> <p>緩みを調べる。</p>	<p>切断及び著しい損傷がないこと。</p> <p>著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。</p> <p>脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>

	(5) 履帯調整装置	<p>グリースタイプのものにあっては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュタイプのものにあっては調整ねじを回転させて作動具合を調べる。</p> <p>調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食、及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) 走行チェーン〔機械式〕	<p>緩みを調べる。</p> <p>伸びを調べる。</p> <p>亀裂、摩耗及びかかしめ部分の異常の有無を調べる。</p> <p>Tピンの損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい伸びがないこと。</p> <p>亀裂、著しい摩耗及びかかしめ部分の異常がないこと。</p> <p>損傷及び脱落がないこと。</p>
	(7) 走行減速機	<p>走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース等の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(8) ギヤ、ピニオン及び駆動軸〔機械式〕	<p>回転状態における異音の有無を調べる。</p> <p>亀裂の有無及びバックラッシを調べる。</p> <p>歯当たり及びかみ合いの状態を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>亀裂がなく、バックラッシが適正であること。</p> <p>正常であること。</p>
	(9) ギヤケース及びカバー〔機械式〕	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
1.4.2 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p>
	(2) ブレーキバンド及びライニング	<p>バンドの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ライニングの摩耗量を調べる。</p> <p>ブレーキを開放したときのライニングとドラムとの隙間を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>ドラムと接触していないこと。</p>

		ライニングの当たり面の油脂の付着等の汚れの有無を調べる。	汚れがないこと。
	(3) 駐車ブレーキ	駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
	(4) 爪及びロック部	爪の掛かり及び外れの状態を調べる。 爪及びロック部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	確実に作動すること。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。
1.4.3 油圧装置	(1) 油圧モーター	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(3) 圧力制御弁 (ブレーキ弁)	"	
	(4) 方向制御弁 〔拡幅機構用〕	"	
	(5) 油圧シリンダ ー 〔拡幅機構用〕	"	
1.4.4 車体関係	(1) 下部架台フレーム及びブラケット 〔クローラフレームを含む。〕	亀裂、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) 昇降設備	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3) ビーム及びロック 〔拡幅機構用〕	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ロックの着脱状態を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 正常であること。

1.5 下部走行体〔トラック式〕

検査項目		検査方法	判定基準
1.5.1 動力伝達 装置	(1) クラッチ	<p>アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル	<p>反復操作し、ペダルの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
	(3) マスターシリンダー	<p>ペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	(4) パワーシリンダー	<p>圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	(5) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態では車を駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(7) 動力取出し装置 (PTO)	<p>作動させて作動状態及び異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(8) プロペラシャフト	<p>両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。</p> <p>スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常な振れがないこと。</p> <p>著しいがた及び損傷がないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>
	(9) デファレンシャル	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>

		<p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>デフロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p>
	(10) ファイナルドライブ	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
1.5.2 走行装置	(1) フロントアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>損傷及びがたがないこと。</p>
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
	(3) ホイール（タイヤ）	<p>空気圧を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p> <p>溝の深さを調べる。</p> <p>金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。</p> <p>ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。</p> <p>規定値以上であること。</p> <p>異物のかみ込みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた、異音及び異常発熱がないこと。</p>
	(4) シャシーばね	<p>亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>車体の前方及び後方から車両姿勢を調べる。</p> <p>リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部の緩み及び損傷の有無を調べる。</p> <p>スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。</p> <p>スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい傾きがないこと。</p> <p>緩み及び損傷がないこと。</p> <p>がた及び損傷がないこと。</p> <p>リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p>

		ブラケット部のリベット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(5) スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。
	(6) イコライザー ビーム及びトルク ロッド	連結部を手でゆするなどしてシャフト、ピン及びボールジョイント部のがたの有無を調べる。 ビーム、ロッド等の損傷の有無を調べる。	がたがないこと。 損傷がないこと。
	(7) ショックアブ ソーバー	油漏れ及び損傷の有無を調べる。 取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	油漏れ及び損傷がないこと。 亀裂及びがたがないこと。
1.5.3 操縦装置	(1) ハンドル	走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。 著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。
	(2) ギヤボックス	ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3) ロッド及びアーム類	亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。 ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。 連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び曲がりがないこと。 亀裂及び損傷がないこと。 著しいがた及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(4) ナックル	連結部のがたの有無を調べる。 ナックルとフロントアクスルとの隙間を調べる。 亀裂の有無を調べる。	がたがないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 亀裂がないこと。
	(5) かじ取り車輪	ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。 ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	左右で著しい相異がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 接触していないこと。

	<p>(6) パワーステアリング装置</p>	<p>リザーバタンク内の油量を調べる。</p> <p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>適正であること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
<p>1.5.4 制動装置</p>	<p>(1) 走行ブレーキ</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p>
	<p>(2) 駐車ブレーキ</p>	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェットの損傷及び摩擦の有無を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p> <p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>(3) ブレーキロック (AOH式ブレーキ)</p>	<p>駐車ブレーキレバーを引き、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。</p> <p>ブレーキロック作動状態におけるブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>適正であること。</p>
	<p>(4) ロッド、リンク及びケーブル類</p>	<p>損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
	<p>(5) ホース及びパイプ</p>	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>

<p>(6) オイルブレーキ</p>	<p>ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについては、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
<p>(7) エアブレーキ</p>	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバーを規定値まで加圧した後、リザーバー、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
<p>(8) ブレーキ倍力装置</p>	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
<p>(9) ブレーキドラム及びブレーキシュー</p>	<p>ドラムとライニングの隙間を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食及びへたりのないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
<p>(10) バックプレート</p>	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
<p>(11) ブレーキディ</p>	<p>ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きず</p>	<p>引きずりがいないこと。</p>

	スク及びパッド	<p>りの有無を調べる。</p> <p>パッドの厚さを調べる。</p> <p>ディスク及びキャリバーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(12) 駐車ブレーキ ドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(13) 二重安全ブレーキ機構	自動漏出防止弁及び非常用制御装置（スプリングブレーキ）の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
1.5.5 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ (駆動装置を含む。)	"	
	(5) 油圧シリンダー 〔アウトリガー用〕	"	
	(6) 方向制御弁 〔アウトリガー用〕	"	
	(7) 電磁弁 〔アウトリガー用〕	"	
	(8) 逆止め弁 〔アウトリガー用〕	"	
	(9) 圧力制御弁	"	

	(10) オイルクーラ ー		”	
1.5.6 安全装置 1.5.7 車体関係等	(1) 車枠及び車体	シャシーフレーム、クロスメン バー、フェンダー、サイドガ ード等の亀裂及び変形の有無を 調べる。 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。	
	(2) アウトリガー	a ビーム、ビ ームボックス 及びフロート	ビームを伸縮させ、引っ掛か り等の異常の有無を調べる。 亀裂及び変形の有無を調べ る。 亀裂が疑わしい場合は探傷器 等で調べる。	円滑に作動すること。 亀裂及び著しい変形がないこと。
		b ロック及び ロックピン等	ロック作動時の異常の有無を 調べる。 ピンの変形及びチェーンの損 傷の有無を調べる。	正常に作動すること。 変形及び損傷がないこと。
		c ジャッキ	伸縮させて亀裂、変形及び摩耗 の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこ と。
	(3) キャブ	亀裂、変形、腐食及び雨漏り の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器 等で調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並 びにロック及びキーの異常の有 無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無 を調べる。	亀裂、変形、腐食及び雨漏りがな いこと。 開閉、ロック及びキーに異常がな いこと。 がた及び破損がないこと。	
	(4) 座席	調整・ロック装置の作動の適 否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。	
	(5) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べ る。 シートベルトを締め、バック ルの巻取装置のロックの状態を 調べる。 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	ベルトに損傷がないこと。 正常にロックされること。 緩み及び脱落がないこと。	
	(6) 昇降設備及び 滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を 調べる。 取付けボルト及びナットの緩 み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がない こと。 緩み及び脱落がないこと。	
	(7) 表示板	構造規格に規定された表示板そ の他の注意・指示銘板等の損傷の 有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられ ていること。	
	(8) 灯火装置、警 音器、方向指示 器、窓拭き器、 デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動 の適否及び取付け状態を調べ る。 各灯火類のレンズの破損及び 水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けら れていること。 破損及び水等の浸入がないこと。	

<p>(9) 計器類</p> <p>[・油圧計・空圧計 ・電流計・燃料計 ・油温計・水温計 ・速度計 ・表示灯 等]</p>	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
<p>(10) 後写鏡及び反射鏡</p>	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>

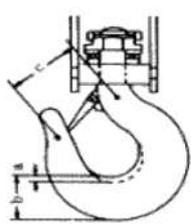
1.6 下部走行体〔ホイール式〕

検査項目		検査方法	判定基準
1.6.1 動力伝達装置	(1) トルクコンバーター	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) トランスミッション (減速機)	〃	
	(3) 動力取出し装置 (PTO)	〃	
	(4) プロペラシャフト	〃	
	(5) デファレンシャル	〃	
	(6) ファイナルドライブ	〃	
1.6.2 走行装置	(1) フロントアクスル	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	〃	
	(3) ホイール (タイヤ)	〃	
	(4) シャシーばね	〃	
	(5) スプリングロックシリンダー	<p>作動させてスプリングロックの掛かり及び外れの状態を調べる。</p> <p>外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>確実に作動すること。</p> <p>油漏れ及び損傷がないこと。</p> <p>亀裂及びがたがないこと。</p>
1.6.3 操縦装置	(1) ロッド及びアーム類	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ナックル	〃	
	(3) かじ取り車輪	〃	
	(4) 油圧シリンダー (ステアリングシリンダー)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) ステアリングロック	<p>操作して掛かり具合を調べる。</p> <p>ロック部、支持部及びリンク部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>油圧又は空圧によって作動する形式のものは、油漏れ及びエア漏れの有無並びに油圧ホース及びエアホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p>	<p>確実にロックされること。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>油漏れ及びエア漏れ並びにホースの損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p>

1.6.4 制動装置	(1)	走行ブレーキ	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2)	駐車ブレーキ	〃	
	(3)	ロッド、リンク及びケーブル類	〃	
	(4)	ホース及びパイプ	〃	
	(5)	オイルブレーキ	〃	
	(6)	エアブレーキ	〃	
	(7)	ブレーキ倍力装置	〃	
	(8)	ブレーキドラム及びブレーキシュー	〃	
	(9)	バックプレート	〃	
	(10)	ブレーキディスク及びパッド	〃	
	(11)	駐車ブレーキドラム及びライニング	〃	
1.6.5 油圧装置	(1)	作動油タンク	共通事項1.2油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2)	フィルター	〃	
	(3)	配管 (ホース類及び高圧パイプ)	〃	
	(4)	油圧ポンプ	〃	
	(5)	油圧シリンダー 〔アウトリガー用〕	〃	
	(6)	電磁弁 〔アウトリガー用〕	〃	
	(7)	逆止め弁 〔アウトリガー用〕	〃	
	(8)	圧力制御弁	〃	
1.6.6 安全装置	(1)	車枠及び車体	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.6.7 車体関係等	アウトリガー	a	ビーム、ビームボックス及びフロート	〃
		b	ロック及びロックピン等	〃
		c	ジャッキ	〃
	(3)	昇降設備及び滑り止め	〃	
	(4)	反射鏡	〃	

1.7 ジブ

検査項目		検査方法	判定基準	
1.7.1 ラチス構造ジブ	(1) ジブ本体	<p>上下、左右の曲がり及びねじれの有無を調べる。</p> <p>ジブフート部の亀裂及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>ジブ支柱及び補助桁の亀裂、曲がり及び打痕の有無を調べる。</p> <p>溶接部の亀裂及び腐食の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ジブフートピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。</p> <p>接合部（クレビス）の変形の有無を調べる。</p> <p>ジブ接合ボルト又はピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>全長にわたって上下及び左右に著しい曲がり及びねじれがないこと。</p> <p>亀裂及び曲がりがないこと。</p> <p>亀裂、曲がり及び打痕がないこと。</p> <p>亀裂及び腐食がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	(2) ジブ支持機構	a Aフレーム（ガントリー）	<p>亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>ジョイントピンの取付け状態並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び曲がりがないこと。</p> <p>割りピン等の抜け止めが確実にセットされており、ピンに損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		b ブライドル（スプレッダー又はイコライザー）	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>シーブ、ベアリング（又はブシュ）及びピンの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		c ペンダントロープ	<p>圧縮止め部又はソケット部におけるワイヤロープの腐食及び素線切れ（フィラ線を除く。）の有無を調べる。</p> <p>接続部及びコッタピンの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>連結ピンの取付け状態並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>著しい腐食及び素線切れがないこと。</p> <p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>割りピン等の抜け止めが確実にセットされており、ピンに損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
1.7.2 ボックス構造ジブ	(1) ジブ本体	<p>全伸長させて全体の曲がり及び長手方向のねじれ（底板のねじれ）の有無を調べる。</p> <p>伸縮させて各ジブごとの曲がりの有無を調べる。</p> <p>ジブラップ部のへこみ（底板の湾曲）の有無を調べる。</p> <p>側面板のうねり（ひずみ）の有無を調べる。</p> <p>打痕及び局所的なへこみの有無を調べる。</p>	<p>全長にわたって上下及び左右に曲がりがなく、著しいねじれがないこと。</p> <p>著しい曲がりがなく、伸縮動作に支障がないこと。</p> <p>著しいへこみがないこと。</p> <p>下半分にうねり（ひずみ）がないこと。</p> <p>著しい打痕及び局所的なへこみがないこと。</p>	

		<p>全伸長させてジブを上下左右に振り、各スライディングパッド部のがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>溶接部の亀裂及び損傷の有無を特に次の部分について重点的に調べる。</p> <p>イ．起伏シリンダー取付けブラケット部分</p> <p>ロ．ジブラップ部の上下補強部分</p> <p>ハ．ジブフット部分</p> <p>ニ．ジブポイント部分</p> <p>ホ．側面補強板部分</p> <p>ヘ．伸縮ロープ取付け部分</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>伸縮させて各ピン部のがたの有無を調べる。</p> <p>ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
ジブ伸縮・起伏機構	(2) a	<p>ホースリール</p> <p>巻取り機能を調べる。</p> <p>ホースの損傷、ひび割れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>適正な張力を保ち、円滑に巻き取られること。</p> <p>損傷、ひび割れ及び油漏れがないこと。</p>	
	b	<p>ジブ伸縮用ワイヤロープ</p> <p>共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。</p>		
	c 油圧機器	イ	<p>配管（ホース類及び高圧パイプ）</p> <p>共通事項1.2油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。</p>	
		ロ	<p>油圧シリンダー</p> <p>〃</p>	
		ハ	<p>逆止め弁</p> <p>〃</p>	
1.7.3 シーブ	(1) シーブ	<p>溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>	
	(2) 保護金物及びロープ外れ止め	<p>欠損、変形及び取付け部の緩みの有無を調べる。</p> <p>シーブとの間隔を調べる。</p>	<p>欠損及び著しい変形がなく、取付け部の緩みがないこと。</p> <p>適正であること。</p>	
1.7.4 フックブロック	<p>フックブロック</p> 	<p>フックの変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>フック先端を接地させた状態でフックブロックのがたの有無を調べる。</p> <p>フックブロックを分解して、トラニオン及びフックナットの損傷及び摩耗並びにベアリングの軌道</p>	<p>フックの摩耗量 a は b の 3 % 以内であること。</p> <p>フックの開き c は原寸法の 5 % 以内であること。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>トラニオン及びフックナットの損傷及び著しい摩耗並びにベアリングの軌道面のフレーキング、圧</p>	

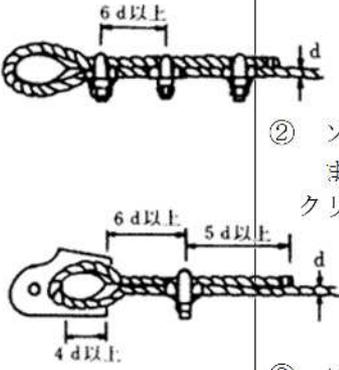
		<p>面のフレーキング、圧痕、損傷及び腐食の有無を調べる。</p> <p>ただし、 項の検査で異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ワイヤロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。</p> <p>各部の取付け状態を調べる。</p> <p>給油脂状態を調べる。</p>	<p>痕、損傷及び腐食がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>適正であること。</p> <p>給油脂が十分であること。</p>
1.7.5 安全装置 等	(1) 巻過ぎ防止装置及び巻過ぎ防止警報装置	<p>装置のスイッチを入れ、フックその他のつり具が重錘に接触するまで巻き上げ、作動の適否を調べる。</p> <p>重錘の亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>つりロープの腐食、素線切れ及びキングの有無を調べる。</p> <p>ロープの末端処理の状態を調べる。</p> <p>つりチェーンの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>手でON、OFFを繰り返し、リミットスイッチの作動の適否を調べる。</p> <p>リミットスイッチの損傷の有無を調べる。</p> <p>警音器の作動状態を調べる。</p> <p>警音器の損傷の有無を調べる。</p> <p>ケーブル（コード）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。</p> <p>カバーを開き、ケーブル接続部（又は端子部）の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。</p> <p>ケーブルを手で引っ張り、ケーブルリールのばねの張力の適否及び回転状態を調べる。</p> <p>ケーブルリールの損傷の有無を調べる。</p> <p>各機器の取付け状態を調べる。</p>	<p>ジブの先端部の下面とつり具等の上面との間隔が、所定の値に達したとき、作動すること。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食、素線切れ及びキングがないこと。</p> <p>末端処理が適正に行われていること。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>損傷及び断線がなく、絶縁が良好であること。</p> <p>腐食、焼損及び緩みがないこと。</p> <p>張力が適正で、円滑に回転すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>適正であること。</p>
	(2) ジブ起伏制限装置	<p>ジブを最大傾斜角度まで起こし、作動の適否を調べる。</p> <p>リンク機構の亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>手でON、OFFを繰り返し、リミットスイッチの作動の適否を調べる。</p> <p>リミットスイッチの損傷の有無を調べる。</p> <p>警音器の作動の適否を調べる。</p> <p>警音器の損傷の有無を調べる。</p>	<p>ジブが最大傾斜角度に達する前に作動すること。</p> <p>亀裂、著しい変形、腐食及び摩耗がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がないこと。</p>

		<p>ケーブル（コード）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。</p> <p>カバーを開き、ケーブル接続部（又は端子部）の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。</p> <p>電磁弁を作動させ、異音及び異常発熱の有無並びに電磁弁の作動状態を調べる。</p> <p>電磁弁からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>各機器の取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷及び断線がなく、絶縁が良好であること。</p> <p>腐食、焼損及び緩みがないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がなく、正常に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>適正であること。</p>
	(3) ジブ倒れ止め装置 (パイプ式バックストッパー)	<p>ジブを水平にし、亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付け状態を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形、腐食及び摩耗がないこと。</p> <p>適正であること。</p>
(4)	a 角度計〔電気式〕	<p>ジブを起伏させ、角度計の作動状態を調べる。</p> <p>角度検出器の損傷の有無を調べる。</p> <p>角度検出器からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>角度表示計の各スイッチを操作し、スイッチ及び指針の動き並びにランプ等の作動の適否を調べる。</p> <p>角度表示計の損傷及び汚れの有無を調べる。</p> <p>ケーブル（コード）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。</p> <p>カバーを開き、ケーブル接続部（又は端子部）の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。</p> <p>各機器の取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>損傷及び著しい汚れがなく、容易に表示計の文字が読み取れること。</p> <p>損傷及び断線がなく、絶縁が良好であること。</p> <p>腐食、焼損及び緩みがないこと。</p> <p>適正であること。</p>
	b 角度計〔機械式〕	<p>起伏角度の範囲内でジブを起伏させ、作動状態を調べる。</p> <p>損傷の有無及び目盛等の鮮明度を調べる。</p> <p>取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>損傷がなく、目盛等が鮮明であること。</p> <p>適正であること。</p>

		調整シリンダー取付け部の変形の有無を調べる。	変形がないこと。
(3)	リーダーブラケット 〔三点支持式〕	<p>亀裂及び変形並びにリーダー下部しゅう動溝部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>リーダー下部取付け軸部（ユニバーサルジョイント、スピンドル）の変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>引き起こし用ジャッキ（フロントジョッキ）及びリンク装置の亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>リーダーブラケット上面のシーブの摩耗並びに軸、ロープ外れ止め及びブラケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>回転リーダーのシリンダー及び調整シリンダー取付け部の変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形並びにしゅう動溝部の著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がなく、シーブ回転時にロープが外れないこと。</p> <p>変形がないこと。</p>
(4)	バックステー 〔三点支持式〕	<p>曲がり及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>取付け具の損傷の有無を調べる。</p> <p>バックステーシリンダー球座部の摩耗並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>曲がり及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>著しい摩耗並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。</p>
(5)	アウトリガー		
	a	ビーム、ビームボックス及びフロート	共通事項1.5下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
	b	ロック及びロックピン等	〃
c	ジャッキ	〃	〃
(6)	ワイヤロープ	共通事項1.9	ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。
(7)	油圧	a	配管（ホース類及び高圧パイプ） 共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。

	<p>b 油圧シリンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックステー用 ・リーダー回転用 ・リーダー調整用 ・フロントジャッキ用 ・アウトリガー用 	"	
(8) 計器及び安全装置	a リーダー傾斜角度計〔電気式〕	リーダーを前後左右に傾斜させ、作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	b 荷重計	<p>負荷をかけ、作動の適否を調べる。</p> <p>検出器及び取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	c 巻過ぎ防止装置及び巻過ぎ防止警報装置	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	

1.9 ワイヤロープ

検査項目	検査方法	判定基準	
1.9 ワイヤロープ	(1) ワイヤロープ	仕様及び長さの適否を調べる。 直径の減少量を調べる。 素線切れの有無を調べる。 キンク、形くずれ及び腐食の有無を調べる。 油切れの発生の有無を調べる。	指定された仕様及び長さであること。 減少量は公称径の7%以下であること。 素線切れの数は、ワイヤロープよりの間において素線数の10%以内であること。 キンク、著しい形くずれ及び腐食がないこと。 油切れが発生していないこと。
	(2) ワイヤロープの端末処理 	クリップの適否を調べる。 【クリップ止め】 ② ソケットの装着状態を調べる。 また、クリップ併用の場合は、クリップの適否を調べる。 【コッター止め】 ソケットの亀裂及び変形の有無を調べる。 【コッター止め】 ピン及びピンの抜け止めの異常の有無を調べる。 【合金詰めソケット止め】 腐食の有無を調べる。 【合金詰めソケット止め及び圧縮止め】	クリップの方向が正しく、間隔は6d以上であり、締付けが適正であること。 コッターはソケット長さいっばいに入り、かつ、ロープに締めしるがあること。 ソケットとコッターの接触は4d以上であること。 亀裂及び変形がないこと。 ピン及びピンの抜け止めに異常がないこと。 腐食がないこと。
	(3) ドラムへの取付け	取付け状態を調べる。 ワイヤロープの捨巻きの長さを調べる。	コッター止め部におけるコッターとワイヤロープとの接触部分の長さ及び締めしるが適正であること。 捨巻きは2巻き以上であること。

2 整地・運搬・積込み用機械

2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル〔クローラ式〕

検査項目		検査方法	判定基準
2.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	<p>アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル (インチングペダル)	<p>反復操作してペダルの重さ戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
	(3) クラッチケース	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(4) イナーシャブ ブレーキ及びインター ロック	<p>アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブブレーキの作動の適否を調べる。</p> <p>走行中にエンジンの回転を上げ下げし、インターロックの作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
	(5) トルクコンバー ター (ダンパー)	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) ユニバーサル ジョイント	<p>エンジンを低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。</p> <p>シャフトの曲がり、スプラインの摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p> <p>曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>
	(7) トランスミッ ション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>

		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(8) 操向機構 〔横軸を含む。〕	<p>走行させて操向レバー又はペダルを操作し作動の適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、遊び及び引きしりの適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び滑りがなく、確実に作動すること。</p> <p>遊び及び引きしりが適正であること。</p> <p>がた及び各ピンの腐食がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(9) ステアリングモーター	共通事項1.2 油圧装置の6 油圧モーターの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(10) ファイナルドライブ 〔HSTの走行減速機を含む。〕	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
2.1.3 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(2) 上部ローラー及び下部ローラー 〔ボギーを含む。〕	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>凹凸のある地面を走行させてボギーの作動の適否を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>円滑に首振り作動すること。</p>
	(3) 履帯 (クローラベルト)	<p>シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>

		<p>リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>履帯をいっばいに張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れた任意の4～5リンク分のピッチ長を調べる。</p> <p>遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、緩みを調べる。</p> <p>トラックピンの抜出しの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>抜出しがないこと。</p>
	(4) ゴム履帯	<p>スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>心金の脱落の有無を調べる。</p> <p>緩みを調べる。</p>	<p>切断及び著しい損傷がないこと。</p> <p>著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。</p> <p>脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(5) 履帯調整装置	<p>グリースタイプのものにあっては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュウタイプのものにあっては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。</p> <p>調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) トラックフレーム、ダイヤゴナルブレース及びイコライザー	<p>亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は、探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
2.1.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面と隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p>

		<p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェットの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(3) ペダルロック	<p>ペダルを踏み込み、足を離れたときの作動の適否を調べる。</p> <p>ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>確実にロックされていること。</p> <p>適正であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(4) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
2.1.5 作業装置	(1) ブレード、バケット、アーム及びリンク	<p>各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ブレード等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) バケットコントロール 〔トラクター・シヨベル〕	<p>レバーを操作し、バケットポジショナーの作動の適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、リフトキックアウトの作動の適否を調べる。</p>	<p>バケットが設定した角度で停止すること。</p> <p>バケットが設定した高さで停止すること。</p>
	(3) アタッチメント 〔・リッパー ・ウインチ 等〕	<p>リッパー等を作動させ、作動の適否を調べる。</p> <p>各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>適正であること。</p>
2.1.6 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び 高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) H S T用ポンプ 付属弁	"	
	(6) 油圧モーター	"	
	(7) 油圧シリンダ ー	"	
	(8) 方向制御弁	"	
	(9) 電磁弁	"	
	(10) 圧力制御弁	"	
	(11) 流量制御弁	"	

	(12) 逆止め弁		"
	(13) オイルクーラ ー		"
2.1.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
2.1.8 安全装置 2.1.9 車体関係等	(1) 車枠及び車体	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。 開閉、ロック及びキーに異常がないこと。 がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。
	(4) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べる。 シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。 正常にロックされること。 緩み及び脱落がないこと。
	(5) 昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(6) 連結装置	亀裂及び損傷の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(7) レバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効きが正常で、損傷及び変形がないこと。
	(8) 作業装置安全ピン及び安全リンク	亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
	(9) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
	(10) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。 破損及び水等の浸入がないこと。

	<p>(11) 計器類</p> <p>[・油圧計・電流計 ・燃料計・油温計 ・水温計・速度計 ・表示灯 等]</p>	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>(12) 後写鏡及び反射鏡</p>	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>
	<p>(13) 給油脂 (全 体)</p>	<p>各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。 正常に作動すること。</p>
<p>2.1.10 総合テスト</p>		<p>走行及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>

2.2 トラクター・ショベル〔ホイール式〕

検査項目		検査方法	判定基準
2.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.2 動力伝達装置	(1) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(2) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) プロペラシャフト	<p>両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。</p> <p>スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常な振れがないこと。</p> <p>著しいがた及び損傷がないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>
	(4) デファレンシャル	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>デフロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p>
	(5) ファイナルドライブ	<p>両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) チェーンケース 〔スキッドステアリング式〕	<p>前進及び後進させて異音の有無を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>カバー取付け面及び車軸からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ケース取付けボルト及びナット</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>

		トの緩み及び脱落の有無を調べる。	
2.2.3 走行装置	(1) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	(2) ホイール(タイヤ)	空気圧を調べる。 亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。 溝の深さを調べる。 金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。 ホイールナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。 走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。 規定値以上であること。 異物のかみ込みがないこと。 緩み及び脱落がないこと。 走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。 がた、異音及び異常発熱がないこと。
2.2.4 操縦装置	(1) ハンドル	走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。 著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。
	(2) ギヤボックス	ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 油漏れの有無を調べる。 取り付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3) ロッド及びアーム類	亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。 ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。 連結部の取り付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び曲がりがないこと。 亀裂及び損傷がないこと。 著しいがた及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(4) アーティキュレート機構	左右にアーティキュレートさせてかじ取り角度を調べる。 左右にアーティキュレートさせてセンターピンのがたの有無を調べる。 センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。 著しいがたがないこと。 亀裂、損傷及び変形がないこと。

		<p>ステアリングシリンダーの異常の有無を、共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準により調べる。</p>	
	(5) パワーステアリング装置	<p>リザーバータンク内の油量を調べる。</p> <p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を続ける。</p>	<p>適正であること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。</p>
2.2.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェットの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p> <p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
	(4) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>

<p>(5) オイルブレーキ</p>	<p>ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
<p>(6) エアブレーキ</p>	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
<p>(7) ブレーキ倍力装置</p>	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>アキュムレーターの異常の有無を、共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準により調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
<p>(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー</p>	<p>ドラムとライニングとの隙間を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食及びへたりがないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>

<p>(9) バックプレート</p>	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
<p>(10) ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕</p>	<p>ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。</p> <p>パッドの厚さを調べる。</p> <p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>引きずりがないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
<p>(11) ブレーキディスク及びブレーキプレート〔湿式ディスク式〕</p>	<p>ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
<p>(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング</p>	<p>ドラムの取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
<p>(13) 駐車ブレーキディスク及びパッド</p>	<p>パッドの厚さを調べる。</p> <p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>スプリングチャンバーの作動状態及びエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>正常に作動し、エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>

2.2.6 作業装置	(1) バケツ、ブレード、アーム（ブーム）及びリンク	<p>各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>バケツ等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) バケツコントロール	<p>レバーを操作し、バケツポジショナーの作動の適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、リフトキックアウトの作動の適否を調べる。</p>	<p>バケツが設定した角度で停止すること。</p> <p>バケツが設定した高さで停止すること。</p>
2.2.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) H S T用ポンプ 付属弁	"	
	(6) 油圧モーター	"	
	(7) 油圧シリンダ ー	"	
	(8) 方向制御弁	"	
	(9) 圧力制御弁	"	
	(10) 流量制御弁	"	
	(11) 逆止め弁	"	
	(12) オイルクーラ ー	"	
2.2.8 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
2.2.9 安全装置 2.2.10 車体関係 等	(1) 車枠及び車体	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p> <p>ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p> <p>開閉、ロック及びキーに異常がないこと。</p> <p>がた及び破損がないこと。</p>
	(3) 座席	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べ	ベルトに損傷が無いこと。

	<p>る。</p> <p>シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常にロックされること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(5) 昇降設備及び滑り止め	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(6) レバーロック	<p>ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>効きが正常で、損傷及び変形がないこと。</p>
(7) 作業装置安全ピン及び安全リンク	<p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>
(8) 表示板	<p>構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷がなく、適正に取り付けられていること。</p>
(9) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	<p>各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。</p> <p>各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、適正に取り付けられていること。</p> <p>破損及び水等の浸入がないこと。</p>
(10) 計器類 〔・油圧計・電流計〕 〔・燃料計・油温計〕 〔・水温計・速度計〕 〔・表示灯 等〕	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
(11) 後写影及び反射鏡	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>
(12) 給油脂 (全 体)	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
2.2.11 総合テスト	<p>走行及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>

2.3 スクレーパー

検査項目		検査方法	判定基準
2.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.2 動力伝達装置	(1) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(2) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべて車体を駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) プロペラシャフト	<p>両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。</p> <p>スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常な振れがないこと。</p> <p>著しいがた及び損傷がないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>
	(4) デファレンシャル	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>デフロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p>
	(5) ファイナルドライブ	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
2.3.3 走行装置	(1) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	(2) ホイール(タイヤ)	<p>空気圧を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p> <p>溝の深さを調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。</p> <p>規定値以上であること。</p>

		<p>金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。</p> <p>ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異物のかみ込みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた、異音及び異常発熱がないこと。</p>
	(3) サスペンションアーム 〔クッションヒッチ及びヒッチピンを含む。〕	<p>連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>アーム等の損傷の有無を調べる。</p>	<p>著しいがたがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p>
	(4) サスペンションシリンダー (クッションシリンダー)	<p>アイドリング状態でコントロールレバー又はスイッチを操作し、シリンダーロッドの伸びを調べる。</p> <p>油漏れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>取付け部の亀裂、がた及び緩みの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>油漏れ及び損傷がないこと。</p> <p>亀裂、がた及び緩みがないこと。</p>
2.3.4 操縦装置	(1) ハンドル	<p>走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p> <p>上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。</p> <p>著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。</p>
	(2) ギヤボックス	<p>ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) ロッド及びアーム類	<p>亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び曲がりがないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) アーティキュレート機構	<p>左右にアーティキュレートさせてかじ取り角度を調べる。</p> <p>左右にアーティキュレートさせてセンターピンのがたの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しいがたがないこと。</p>

		<p>センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ステアリングシリンダーの異常の有無を、共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準により調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
	(5) パワーステアリング装置	<p>リザーバータンク内の油量を調べる。</p> <p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>適正であること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。</p>
2.3.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。</p> <p>リターダブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p>
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
	(4) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
	(5) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>

		調べる。	
	(6) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの隙間を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食及びへたりがなくないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(7) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(8) ブレーキディスク及びブレーキプレート〔湿式ディスク式〕	<p>ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
2.3.6 作業装置	(1) ボウル、エブロン及びエジェクター	<p>ボウル等を作動させ、異音の有無を調べる。</p> <p>各部の緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>緩み及び著しい損傷がないこと。</p>
	(2) エッジ	<p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p>
2.3.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター		〃
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)		〃
	(4) 油圧ポンプ		〃
	(5) 油圧シリンダー		〃

	(6) 方向制御弁		〃
	(7) 圧力制御弁		〃
	(8) 流量制御弁		〃
	(9) 逆止め弁		〃
	(10) オイルクーラ ー		〃
	(11) アキュムレー ター		〃
2.3.8 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
2.3.9 安全装置 2.3.10 車体関係等	(1) 車枠及び車体	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。 開閉、ロック及びキーに異常がないこと。 がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。
	(4) シートベルト	ベルトの損傷の有無を調べる。 シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	ベルトに損傷が無いこと。 正常にロックされること。 緩み及び脱落がないこと。
	(5) 昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(6) レバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効きが正常で、損傷及び変形がないこと。
	(7) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
	(8) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。 破損及び水等の浸入がないこと。
	(9) 計器類 〔・油圧計・空圧計〕 〔・電流計・燃料計〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・油温計・水温計 ・速度計 ・表示灯 等 		
	(10) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。
	(11) 給油脂 (全 体)	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
2.3.11 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.4 スクレープ・ドーザー

検査項目		検査方法	判定基準
2.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	<p>アイドル状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチレバー	<p>レバーを反復操作し、レバーの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>遊びを調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(3) クラッチケース	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(4) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(5) トランスミッション 〔伝達歯車機構を含む。〕	<p>レバーが前進及び後進の状態で車体を駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) 操向クラッチ	<p>走行させて操向レバー又はペダルを操作し、作動の適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。</p> <p>レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び滑りがなく、確実に作動すること。</p> <p>遊び及び引きしろが適正であること。</p> <p>がた及び腐食がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(7) 各ギヤボックス 〔中央大歯車及びファイナルドライブ〕	<p>走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>

<p>2.4.3 走行装置</p>	<p>(1) 起動輪及び遊動輪</p>	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 異音及び異常発熱がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 油漏れがないこと。</p>
	<p>(2) 上部ローラー及び下部ローラー</p>	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 異音及び異常発熱がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 油漏れがないこと。</p>
	<p>(3) 履帯 (クローラベルト)</p>	<p>シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 履帯をいっばいに張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れた任意の4～5リンク分のピッチ長を調べる。 遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、緩みを調べる。 トラックピンの抜出しの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 メーカーの指定する基準値内であること。 抜出しがないこと。</p>
	<p>(4) 履帯調整装置</p>	<p>調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、作動具合を調べる。 調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。 亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。 油漏れがないこと。</p>

	(5) トラックフレーム	<p>亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
2.4.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床板との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ブレーキペダルを踏んでブレーキシリンダーストロークを調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェットの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p> <p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
2.4.5 作業装置	ボウル、エプロン、エジェクター及びドザー	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ボウルの底板及び各カッターの摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
2.4.6 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) 油圧シリンダー	"	
	(6) 方向制御弁	"	
	(7) 圧力制御弁	"	
	(8) 逆止め弁	"	
	(9) アキュムレーター	"	
2.4.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。

<p>2.4.8 安全装置</p> <p>2.4.9 車体関係等</p>	<p>(1) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)</p>	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。 開閉、ロック及びキーに異常がないこと。 がた及び破損がないこと。</p>
	<p>(2) 座席</p>	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>(3) シートベルト</p>	<p>ベルトの損傷の有無を調べる。 シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>ベルトに損傷が無いこと。 正常にロックされること。 緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>(4) 昇降設備及び滑り止め</p>	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>(5) 表示板</p>	<p>構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷がなく、適正に取り付けられていること。</p>
	<p>(6) 警音器</p>	<p>スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動し、適正に取り付けられていること。</p>
	<p>(7) 計器類 〔・油圧計・電流計〕 〔・燃料計・油温計〕 〔・水温計・速度計〕 〔・表示灯 等〕</p>	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>(8) 後写鏡</p>	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>
	<p>(9) 給油脂 (全 体)</p>	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p>
<p>2.4.10 総合テスト</p>		<p>走行及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱等がないこと。</p>

2.5 モーター・グレーダー

検査項目		検査方法	判定基準
2.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	<p>アイドルリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル (インチングペダル)	<p>反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
	(3) クラッチケース	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(4) マスターシリンダー	<p>ペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	(5) パワーシリンダー	<p>圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	(6) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(7) トランスミッション	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(8) ファイナルドライブ 〔ベベルギヤを含む〕	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(9) タンデム装置	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>

		<p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
2.5.3 走行装置	(1) フロントアクスル	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 センターピン及びリーニングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。 損傷及びがたがないこと。</p>
	(2) ホイール（タイヤ）	<p>空気圧を調べる。 亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。 溝の深さを調べる。 金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。 ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 車輪を浮かせて駆動又は手動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。 走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。 規定値以上であること。 異物のかみ込みがないこと。 緩み及び脱落がないこと。 走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。 がた、異音及び異常発熱がないこと。</p>
2.5.4 操縦装置	(1) ハンドル	<p>走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。 著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。</p>
	(2) ギヤボックス	<p>ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) ロッド及びアーム類	<p>亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。 ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。 連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 前輪を左右に倒し、リーニング機構連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び曲がりがないこと。 亀裂及び損傷がないこと。 著しいがた及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 著しいがた及び摩耗がないこと。</p>

	(4) ナックル及び ナックルブラケ ット	<p>ナックルとキングピンとの連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>ナックルとナックルブラケットとの隙間を調べる。</p> <p>亀裂の有無を調べる。</p>	<p>がたがないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂がないこと。</p>
	(5) かじ取り車輪	<p>ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。</p> <p>ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。</p>	<p>左右で著しい相異がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>接触していないこと。</p>
	(6) パワーステア リング装置 〔油圧倍力装置を 含む。〕	<p>リザーバータンク内の油量を調べる。</p> <p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>適正であること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。</p>
	(7) アーティキュ レート機構	<p>左右にアーティキュレートさせてセンターピンのがたの有無を調べる。</p> <p>センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>著しいがたがないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
	(8) 油圧シリンダ ー 〔ステアリング用 リーニング用 アーティキュレ ート用〕	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p>

	<p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(3) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
(4) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
(5) オイルブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについては、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(6) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(7) ブレーキ倍力装置	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの隙間を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>

	<p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>腐食及びへたりのないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(9) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(10) ブレーキディスク及びブレーキプレート〔湿式ディスク式〕	<p>ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(11) 駐車ブレーキドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(12) 駐車ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕	<p>パッドの厚さを調べる。</p> <p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>

	(13) 駐車ブレーキ ディスク及びプレート 〔スプリングチャンパー式〕	<p>ディスクの厚さを調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>スプリングチャンパーの作動の適否及びエア漏れの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>作動が正常で、エア漏れがないこと。</p>
2.5.6 作業装置	(1) サークル	<p>ブレードを地面に下ろし、ガイドシューとサークルの間を調べる。</p> <p>サークルギヤの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(2) ブレード回転ギヤケース	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) ブレードレールガイド	<p>ブレードを移動させ、レールとガイドの間を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(4) ブレード及びスカリファイヤ	<p>ブレード等を作動させ、異音及びがたの有無を調べる。</p> <p>損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>カッティングエッジ及びツースの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>異音及び著しいがたがないこと。</p> <p>損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>
2.5.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) 油圧モーター	"	
	(6) 油圧シリンダー	"	
	(7) 方向制御弁	"	
	(8) 圧力制御弁	"	
	(9) 流量制御弁	"	
	(10) 逆止め弁	"	
	(11) 回転継手	"	
2.5.8 操作装置	操作レバー	<p>レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。</p>	<p>ストロークが適正で、著しいがたがないこと。</p>
2.5.9 安全装置 2.5.10 車体関係等	(1) 車枠及び車体	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) キャブ及びカバー	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p>

(ヘッドガードを含む。)	<p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p> <p>ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>開閉、ロック及びキーに異常がないこと。</p> <p>がた及び破損がないこと。</p>
(3) 座席	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(4) シートベルト	<p>ベルトの損傷の有無を調べる。</p> <p>シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>ベルトに損傷が無いこと。</p> <p>正常にロックされること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(5) 昇降設備及び滑り止め	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(6) レバーロック	<p>ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>効きが正常で、損傷及び変形がないこと。</p>
(7) 作業装置安全ピン及び安全リンク	<p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>
(8) 表示板	<p>構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷がなく、適正に取り付けられていること。</p>
(9) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	<p>各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。</p> <p>各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、適正に取り付けられていること。</p> <p>破損及び水等の浸入がないこと。</p>
(10) 計器類 〔・油圧計・電流計〕 〔・燃料計・油温計〕 〔・水温計・速度計〕 〔・表示灯 等〕	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
(11) 後写鏡及び反射鏡	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>
(12) 給油脂 (全 体)	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
2.5.11 総合テスト	<p>走行及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>

3 掘削用機械

3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕

検査項目		検査方法	判定基準
3.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.2 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて起動輪、遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(2) 上部ローラー及び下部ローラー	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(3) 履帯（クローラベルト）	<p>シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから2リンク以上離れた任意の4～5リンク部のピッチ長を調べる。</p> <p>遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、緩みを調べる。</p> <p>トラックピンの抜出しの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>抜出しがないこと。</p>
	(4) ゴム履帯	<p>スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>切断及び著しい損傷がないこと。</p>

		<p>ゴムの欠け、老化及び摩耗を調べる。</p> <p>心金の脱落の有無を調べる。</p> <p>緩みを調べる。</p>	<p>著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。</p> <p>脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(5) 履帯調整装置	<p>グリースタイプのものにあっては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリータイプのものにあっては調整ねじを回転させて作動具合を調べる。</p> <p>調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(6) 走行減速機	<p>走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース等の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
3.1.3	制動装置	<p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p>
3.1.4	作業装置	<p>(1) ブーム、アーム、バケット及びリンク</p> <p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) ツース	<p>脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(3) ブレード (排土板)	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>作動させて各連結部のがたの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p>

		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(4) フック	変形及び摩耗の有無を調べる。 取付け部の亀裂の有無を調べる。 ワイヤロープ外れ止めの機能の適否及び損傷の有無を調べる。	変形及び著しい摩耗がないこと。 亀裂がないこと。 正常に作動し、損傷がないこと。
3.1.5 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) 油圧モーター	"	
	(6) 油圧シリンダ ー	"	
	(7) 方向制御弁	"	
	(8) 電磁弁	"	
	(9) 圧力制御弁	"	
	(10) 流量制御弁	"	
	(11) 逆止め弁	"	
	(12) 回転継手	"	
	(13) オイルクーラ ー	"	
3.1.6 操作装置	操作レバー等	レバー等を操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
3.1.7 安全装置 3.1.8 車体関係等	(1) 下部架台フレーム及びブラケット 〔クローラフレームを含む。〕	亀裂、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) 旋回フレーム及びブラケット	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	緩旋回させて引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 ただし、項の検査で異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	円滑に旋回し、異音がないこと。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 損傷がないこと。
	(4) 旋回減速機	旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。

	<p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(5) 旋回ロック	<p>ロックの効き具合を調べる。</p> <p>ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>油圧によって作動する形式のものは、油漏れの有無並びに油圧ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>効きが正常であること。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>油漏れがなく、油圧ホースの損傷及び老化がないこと。</p>
(6) レバーロック及びペダルロック	<p>ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>効きが正常で、損傷及び変形がないこと。</p>
(7) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p> <p>ガラスのがた及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p> <p>開閉、ロック及びキーに異常がないこと。</p> <p>がた及び損傷がないこと。</p>
(8) カウンターウェイト	<p>取付けボルトの緩み及び伸びの有無を調べる。</p>	<p>緩み及び伸びがないこと。</p>
(9) 座席	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(10) シートベルト	<p>ベルトの損傷の有無を調べる。</p> <p>シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>ベルトに損傷が無いこと。</p> <p>正常にロックされること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(11) 昇降設備及び滑り止め	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(12) 表示板	<p>構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷がなく、適正に取り付けられていること。</p>
(13) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	<p>各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。</p> <p>各灯火類のレンズの損傷及び水等の浸入の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、適正に取り付けられていること。</p> <p>損傷及び水等の浸入がないこと。</p>

	<p>(14) 計器類</p> <p>[・油圧計・空圧計 ・電流計・燃料計 ・油温計・水温計 ・表示灯 等]</p>	<p>エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>(15) 後写鏡及び反射鏡</p>	<p>汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。</p>	<p>汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。</p>
	<p>(16) 給油脂 (全 体)</p>	<p>各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。 作動が正常であること。</p>
<p>3.1.9 総合テスト</p>		<p>走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>

3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
3.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.2 動力伝達 装置	(1) クラッチ	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) クラッチペダル		〃
	(3) マスターシリンダー		〃
	(4) パワーシリンダー		〃
	(5) トランスミッション		〃
	(6) 動力取出し装置 (P T O)		〃
	(7) プロペラシャフト		〃
	(8) デファレンシャル		〃
	(9) ファイナルドライブ		〃
	(10) 走行減速機	走行させて異音の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
3.2.3 走行装置	(1) フロントアクスル	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング		〃
	(3) ホイール (タイヤ)		〃
	(4) イコライザー	亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 連結部のがたの有無を調べる。 アクスルロックを操作し、効き具合を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。 がたがないこと。 確実にロックされること。
3.2.4 操縦装置	(1) ハンドル	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ロッド及びアーム類		〃
	(3) ナックル		〃

	(4) かじ取り車輪	〃
	(5) 油圧シリンダー (ステアリングシリンダー)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(6) パワーステアリング装置	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) 駐車ブレーキ	〃
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	〃
	(4) ホース及びパイプ	〃
	(5) オイルブレーキ	〃
	(6) エアブレーキ	〃
	(7) ブレーキ倍力装置	〃
	(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー	〃
	(9) バックプレート	〃
	(10) ブレーキディスク及びパッド	〃
	(11) 駐車ブレーキドラム及びライニング	〃
3.2.6 作業装置	(1) ブーム、アームバケット及びリンク	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) ツース	〃
	(3) ブレード (排土板)	〃
	(4) フック	〃
3.2.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(2) フィルター	〃
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	〃
	(4) 油圧ポンプ	〃
	(5) 油圧モーター	〃
	(6) 油圧シリンダー 〔・作業機用 ・アウトリガー用〕	〃
	(7) 方向制御弁	〃
	(8) 電磁弁	〃
	(9) 圧力制御弁	〃

	(10) 流量制御弁		"
	(11) 逆止め弁		"
	(12) 回転継手		"
	(13) オイルクーラ ー		"
3.2.8 操作装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.9 安全装置	(1) 下部架台フレーム及びブラケット	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.10 車体関係等	(2) アウトリガー	a ビーム、ビームボックス及びフロート	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
		b ロック及びロックピン等	"
	(3) 旋回フレーム及びブラケット	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	"	
	(5) 旋回減速機	"	
	(6) 旋回ロック	"	
	(7) レバーロック及びペダルロック	"	
	(8) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)	"	
	(9) カウンターウエイト	"	
	(10) 座席	"	
	(11) シートベルト	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(12) 昇降設備及び滑り止め	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(13) 表示板	"	
	(14) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	"	
	(15) 計器類 〔・油圧計・空圧計〕 〔・電流計・燃料計〕 〔・油温計・水温計〕 〔・表示灯 等〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(16) 後写鏡及び反射鏡	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(17) 給油脂 (全 体)	"	

3.2.11 総合テスト	走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
-----------------	-------------------------	--------------------------------

3.3 機械式クラムシェル〔クローラ式、トラック式、ホイール式〕

検査項目		検査方法	判定基準
3.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.2 動力伝達装置 3.3.3 走行装置 3.3.4 操縦装置 3.3.5 制動装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.6 作業装置	(1) ジブ	共通事項 1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) クラムシェルバケット	<p>ワイヤロープの取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。</p> <p>ツースの摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。</p> <p>ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。</p> <p>タグライン用チェーン及びシャックルの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>損傷及び溶接部の亀裂がないこと。</p> <p>著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p>
	(3) 油圧式タグライン	<p>油圧モーターからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>油圧モーターを作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>制御弁を切換え、回転方向及びトルクを調べる。</p> <p>タグラインドラムの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>正規の方向に円滑に回転し、トルクが適正であること。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(4) スプリング式タグライン	タグラインスプリングのへたりの有無を調べる。	著しいへたりの有無を調べる。	

		<p>タグラインドラムの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しい損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(5) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.8 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.9 安全装置	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.10 車体関係等	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 給油脂（全体）	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
3.3.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.4 油圧式クラムシェル〔クローラ式、ホイール式〕

検査項目		検査方法	判定基準
3.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.2 動力伝達装置 3.4.3 走行装置 3.4.4 操縦装置 3.4.5 制動装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.6 作業装置	(1) ブーム、伸縮アーム、シーブ及びリンク	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト、ナット及び各取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>ワイヤロープ取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。</p> <p>ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形がないこと。</p>
	(2) クラムシェルバケット	<p>損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。</p> <p>ツースの摩擦並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び溶接部の亀裂がないこと。</p> <p>著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.7 油圧装置 3.4.8 操作装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	

3.4.9 安全装置		
3.4.10 車体関係等		
3.4.11 総合テスト	走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4 基礎工事用機械

4.1 ディーゼルパイルドライバー（くい打機）

検査項目		検査方法	判定基準	
4.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.4 制動装置				
4.1.5 作業装置	(1) ディーゼルパイルハンマー	a 上部シリンダー	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ラム起動用上下ストッパー（カム）の摩耗の有無を調べる。</p> <p>ハンマー本体つり上げ用リブ（カム）下面と起動装置ストッパーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 下部シリンダー	<p>ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及びフランジの変形の有無を調べる。</p> <p>エンドリング（二つ割金物及び取付けフランジ）の変形及び摩耗量を調べる。</p> <p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>冷却水タンク及び排水口プラグからの水漏れの有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>ボルトの緩みがなく、フランジの変形がないこと。</p> <p>変形がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>水漏れがないこと。</p>
		c ラム及びアンビル	<p>油だめ室のプラグの緩みの有無を調べる。</p> <p>ガイドリングの摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピストンリングの折損の有無並びにへたりの量及び摩耗量を調べる。</p> <p>ただし、ハンマーの作動の異常及びガス漏れがない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>緩みがないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>折損がなく、へたりの量及び摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p>

		<p>ラム凸球面及びアンビル凹球面の損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、ハンマーの作動時に異音等の異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>緩衝ゴムの劣化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>アウターエンドリング（取付けフランジ）ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>損傷がないこと。</p> <p>劣化及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
d	イ 燃料タンク及び配管	<p>排油プラグからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ロッキングスピンドル（開閉レバー）の損傷の有無を調べる。</p> <p>燃料ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>燃料配管の損傷及びナットの緩みの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>汚れ及び目詰まりがないこと。</p> <p>損傷及び緩みがないこと。</p>
	ロ 打撃式燃料ポンプ	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>カムの摩耗量を調べる。</p> <p>プランジャーの作動の適否を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	ハ ノズル式(J型)燃料ポンプ	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>カムの摩耗量を調べる。</p> <p>燃料ストップ弁の作動の適否を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
e	イ 潤滑油タンク及び配管	<p>排油プラグからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>潤滑油タンク及びロッキングスピンドル（開閉レバー）の損傷の有無を調べる。</p> <p>潤滑油ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>潤滑油配管の損傷及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>汚れ及び目詰まりがないこと。</p> <p>損傷及び油漏れがないこと。</p>
	ロ 潤滑油ポンプ	<p>プランジャーの作動の適否及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
f	起動装置	<p>ガイドギブ（案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>

		<p>ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ラムのつり上げ爪（パウル）の摩耗量を調べる。</p> <p>起動レバーの摩耗量を調べる。</p> <p>つり上げ装置用ラチェット止め金具、リンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ハンマーのつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。</p> <p>つり上げシーブピン及びブシユの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>正常に作動し、著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>
	g キャップ	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>緩衝材（プラグ）の損傷の有無を調べる。</p> <p>つりワイヤロープの損傷の有無及び取付け長さを調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>損傷がなく、長さはメーカーの指定する基準値内であること。</p>
	(2) ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) リーダー	共通事項1.8 リーダーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.7 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.8 安全装置	(3) 給油脂（全体）	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
4.1.9 車体関係等			
4.1.10 総合テスト		<p>走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>

4.2 油圧パイルドライバー（くい打機）

検査項目		検査方法	判定基準	
4.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.2.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.2.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.2.4 制動装置				
4.2.5 作業装置	(1) 油圧パイルハンマー	a ケーシング	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ラムとケーシングしゅう動部の隙間を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ハンマー本体つり上げ用リブ下面の摩耗の有無を調べる。</p> <p>つり上げ用ブラケット、フック及びピンの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>隙間が適正であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</p>
		b ラム	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ラムとシリンダーとの連結部の亀裂、損傷、変形及び緩みの有無を調べる。</p> <p>〔シリンダー直結式〕</p> <p>ワイヤロープの損傷の有無を調べる。</p> <p>〔ワイヤつり式〕</p> <p>落下高さ検知センサー（鉄片）溶接部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>Uパッキングの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>〔ラムピストン式〕</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>亀裂、損傷、著しい変形及び緩みがないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		c アンビル、キャップ及びカバー	<p>アンビルの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ラムクッション及びキャップクッションの損傷の有無を調べる。</p> <p>カバー及びキャップの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>カバー及びキャップの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>

		<p>アンビルガイド及びアンビルのかじり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>緩衝ゴムの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ハイドロコンバーターの損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>密閉式アンビル部の潤滑用液量の適否を調べる。</p> <p>二つ割金物の変形の有無及び摩耗量を調べる。</p>	<p>かじり及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>量が適正であること。</p> <p>変形がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p>
d	つり上げ装置	<p>ガイドギブ（案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>ガイドギブ取付けボルト及び脱落の緩みの有無を調べる。</p> <p>つり上げ装置用ラチェット止め金具、リンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ハンマーつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。</p> <p>つり上げシーブのピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>正常に作動し、著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>
e	油圧機器	イ 配管（ホース類及び高圧パイプ）	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
		ロ 油圧シリンダー	"
		ハ 方向制御弁	"
		ニ 電磁弁	"
		ホ 逆止め弁	"
		ヘ アクムレータ	"
f	制御装置（コントロールボックス）	<p>ストローク調整装置、インターバル調整装置、フローカウンタ等の作動状態を調べる。</p> <p>キャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>損傷及び断線がないこと。</p>
(2)	ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
(3)	リーダー	共通事項1.8 リーダーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
(4)	ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
(5)	油圧パワーユニット	<p>ハンマーを作動させ、作動の適否を調べる。</p> <p>作動に異常があれば、共通事項1.1 原動機及び1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。</p>	正常に作動すること。

		<p>作動油の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
4.2.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.7 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.8 安全装置	(3) 給油脂（全体）	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
4.2.9 車体関係等			
4.2.10 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.3 硬質地盤油圧式くい圧入機

検査項目		検査方法	判定基準
4.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.4 操縦装置	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.5 制動装置	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.6 作業装置	(1) オーガー装置	<p>a 減速機</p> <p>無負荷状態で作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>カップリングの取付ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケース内及びスイベル部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>b オーガースクリュー</p> <p>スクリーロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>スクリー内管の異物（モルタル、ベントナイト等）の詰まりの有無を調べる。</p> <p>c オーガーヘッド</p> <p>羽根の損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>爪の損傷の有無及び取付けの適否を調べる。</p> <p>ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</p> <p>ヘッド内管の異物（モルタル・ベントナイト等）の詰まりの有無を調べる。</p> <p>d オーガーケーシング</p> <p>オーガ-ケーシング、排土口及び継手部の損傷、摩耗の有無を調べる。</p> <p>ボルト、ナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>e 先行ガイド</p> <p>先行ガイドの損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>f 軸受</p> <p>軸受の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>g オーガ-フレーム</p> <p>オーガ-フレームの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ボルト、ナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、曲がり及び摩耗がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>詰まりがないこと。</p> <p>著しい損傷、変形及び摩耗がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい損傷がなく、取付けが適正であること。</p> <p>損傷及び激しい摩耗がなく、正常に作動すること。</p> <p>詰まりがないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がなく摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい損傷、変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>

			落の有無を調べる。		
	h	しゅう動部	しゅう動部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。	
	i	ジャバラ	ジャバラスライドの損傷及び変形の有無を調べる。 ジャバラの布地の損傷（裂け、ほつれなど）の有無を調べる。 取付けの状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	著しい損傷及び変形がないこと。 著しい損傷がないこと。 取付けが適正でボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。	
(2)	a	爪	イ チャック	摩耗の有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。
			ロ クランプ	摩耗の有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。
			ハ ケーシングチャック	摩耗の有無を調べる 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。
	b	主構成フレーム	イ リーダースト	亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
			ロ クランプ	"	"
			ハ サドル	"	"
			ニ スライドフレーム	"	"
			ホ チャックフレーム	"	"
			ヘ チャック	"	"
			ト ケーシングチャック	"	"
	チ ホースリール	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる 取付け部の状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 起状がスムーズにできるか調べる。 ホースリールを操作し、作動の適否を調べる。	亀裂、著しい損傷及び変形がないこと。 取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。 起状がスムーズにできること。 正常に作動すること。		
	c	昇降設備、作業ステージ、ステップ	亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。	

		取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
	d しゅう動部	<p>損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>給油脂状態を調べる。</p>	<p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>給油脂が十分であること。</p>	
	e ギヤ、ピニオン及び駆動軸	<p>回転させて、引っ掛かり及び異音の有無を調べる。</p> <p>回転ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み、折損及び脱落の有無を調べる。</p> <p>軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>円滑に回転し、異音がないこと。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み、折損及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>	
(3)	反力架台	a フレーム	<p>フレームの損傷及び変形がないか調べる。</p>	著しい損傷及び変形がないこと。
		b アーム	<p>アームの損傷及び変形がないか調べる。</p> <p>アームを開閉させて、スムーズに動くか調べる。</p>	<p>著しい損傷及び変形がないこと。</p> <p>スムーズに動くこと。</p>
(4)	パワーユニット	<p>圧入機を作動させて、作動の適否を調べる。</p> <p>作動に異常があれば、共通事項 1.1 原動機及び 1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判断基準により調べる。</p> <p>作動油の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの汚れの有無を調べる。</p> <p>ケーブルの作動状態と損傷の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動し、著しい損傷がないこと。</p>	
(5)	油圧装置	a フィルター	共通事項 1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b 配管		〃
		c 油圧モーター		〃
		d 油圧シリンダー		〃
		e 方向制御弁		〃
		f 電磁弁		〃
		g 圧力制御弁		〃
		h 流量制御弁		〃
		i 逆止め弁		〃
		j アキュムレーター		〃
		k 回転継手		〃
(6)	電気	a 各センサー	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動し、適正に制御されていること。
		b モニター	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。

機器		モニターの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	破損及び水等の浸入がないこと。
	c 安全灯、警告音器	各操作を行い、作動の適否及び取付け状態を調べる。 各安全灯のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取付けられていること。 破損及び水等の浸入がないこと。
	d 配線	接続部の緩みの有無を調べる。 損傷の有無を調べる。	緩みがないこと。 損傷がないこと。
	e 操作盤	各スイッチを操作し、作動の適否を調べる。 ケーブル(コード)の損傷、ねじれ、断線の有無及び絶縁状態を調べる。 操作盤の破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動すること。 損傷、ねじれ及び断線がなく、絶縁が良好であること。 破損及び水等の浸入がないこと。
	f エンジン停止スイッチ	スイッチを操作し、作動の適否を調べる。 取付け部の緩みの有無を調べる。	正常に作動すること。 緩みがないこと。
(7) つり具	a つりワイヤー	共通事項 1.9 ワイヤーロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b シャックル、つりボルト	スナップピンの損傷、変形及び脱落の有無を調べる。 シャックル、つりボルトの亀裂、変形及び損傷の有無を確認する。 ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	著しい損傷、変形及び脱落がないこと。 亀裂及び著しい変形、損傷がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	c つりベルト	仕様及び長さの適否を調べる。 損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	指定された仕様及び長さであること。 損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
4.3.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項 1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.8 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項 1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.9 安全装置	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項 1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判断基準を適用すること。	
4.3.10 車体関係等	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項 1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判断基準を適用すること。	
	(5) 表示板(全体)	警告・注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく適正に取り付けられていること。
	(6) 給油脂(全体)	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
4.3.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.4 振動パイルドライバー〔電動式〕（くい打機・くい抜機）

検査項目		検査方法	判定基準		
4.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.4.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.4.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.4.4 操縦装置	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.4.5 制動装置	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.4.6 作業装置	(1) 振動パイルハンマー 電動式	a	イ ハンガー	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
		ロ シャックル及びシャックルピン	亀裂の有無及び摩耗量を調べる。 シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。	
		ハ シャフト及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。	
		ニ スプリング	コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ハンマーをつらない状態で、主スプリングのへたりの有無を調べる。 ハンマーをつった状態で、補助スプリングのへたりの有無を調べる。 クッションゴム及びストップゴムの亀裂、劣化及び脱落の有無を調べる。	亀裂がないこと。 著しいへたりがないこと。 著しいへたりがないこと。 亀裂、劣化及び脱落がないこと。	
	b 電動機	共通事項1.1.2 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。			
c 起振機	無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。 亀裂及び変形の有無を調べる。 ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 つり環の摩耗の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音がないこと。 亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 著しい摩耗がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。			
d 歯	イ チャック	摩耗の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。		

	ロ チャック	作動させて連動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かみ合いが適正であること。
	ハ 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ニ 油圧シリンダー	"	
	ホ 逆止め弁 (パイロットチェック弁)	チャックを作動させ、作動の適否を調べる。 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。 取付け状態を調べる。	正常に作動すること。 油漏れがないこと。 適正であること。
	e 油圧パワーユニット	チャックを作動させ、作動の適否を調べる。 作動に異常があれば、共通事項1.1 原動機及び1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 原動機及び各油圧機器からの油漏れの有無を調べる。	正常に作動すること。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
	(2) ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) リーダー	共通事項1.8 リーダーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.7 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.8 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.9 安全装置	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.10 車体関係等	(4) 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 給油脂 (全体)	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
4.4.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.5 振動パイルドライバー〔油圧式〕（くい打機・くい抜機）

検査項目		検査方法	判定基準	
4.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.5.2 動力伝達装置	(1) パワー・ショベル系機体	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.5.3 走行装置	(2) クレーン系機体	a 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.4 操縦装置		b 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.5 制動装置		c 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.6 作業装置	(1) 振動パイルハンマー	a		
		イ ハンガーフレーム	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
		ロ つり金具	亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		ハ ピン及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
		ニ シャックル及びシャックルピン	亀裂の有無及び摩耗量を調べる。 シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。
		ホ スプリング	コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ハンマーをつらない状態で、コイルスプリングのへたりの有無を調べる。 ラバースプリング及びストップゴムの亀裂及び劣化の有無を調べる。 ラバースプリング及びストップゴムの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂がないこと。 著しいへたりがないこと。 亀裂及び劣化がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
ヘ ロック機構 〔・垂直〕 〔・水平〕 〔・旋回〕	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 操作して掛かり及び外れの状態を調べる。 油圧シリンダーからの油漏れの有無を調べる。 油圧ホースの損傷、ひび割れ、老化及び取付け状態における干渉の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 確実に作動すること。 油漏れがないこと。 損傷、ひび割れ、老化及び干渉がないこと。		
	b	イ 起振機本体	無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。

		<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	ロ 油圧モーター	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ハ 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	ニ ベルトカバー (チェーンカバー)	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付け状態を調べる。</p>	<p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>適正に取り付けられていること。</p>
c チャック	イ チャック歯	<p>摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	ロ チャック	作動させて運動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かみ合いが適正であること。
	ハ 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ニ 油圧シリンダー	"	
	ホ 逆止め弁 (パイロットチェック弁)	<p>チャックを作動させ、作動の適否を調べる。</p> <p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>適正であること。</p>
	d 油圧パワーユニット	<p>起振機及びチャックを作動させ、作動の適否を調べる。</p> <p>作動に異常があれば、共通事項1.1 原動機及び1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。</p> <p>作動油の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>原動機及び各油圧機器(配管を含む。)からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
e 油圧コントロールユニット	<p>方向制御弁(電磁弁)を操作し、作動の適否を調べる。</p> <p>作動に異常があれば、共通事項1.1 原動機及び1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。</p>	正常に作動すること。	

		各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	f エクステンションアーム	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>
	(2) ブーム、アーム及びリンク〔パワー・ショベル系〕	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ピンシールの損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p>
	(3) ジブ〔クレーン系〕	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ〔クレーン系〕	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.7 油圧装置	(1) パワー・ショベル系機体	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.8 操作装置	(2) クレーン系機体	a 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.5.9 安全装置		b 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.5.10 車体関係等		c 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
		d 下部走行体〔ホイール式〕	共通事項1.6 下部走行体〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(3) 給油脂（全体）	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
4.5.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.6 アース・ドリル〔油圧式〕

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準	
4.6.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.4 制動装置				
4.6.5 作業装置	(1) ドリル装置	a アースドリルバケット（拡底バケット）	<p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>底蓋開閉装置の作動状態を調べる。</p> <p>底蓋の損傷の有無を調べる。</p> <p>サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>拡大翼の変形及び摩耗の有無を調べる。〔拡底バケット〕</p> <p>カッターの摩耗及び割れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい損傷がないこと。</p> <p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい曲がりがないこと。</p> <p>著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗及び割れがないこと。</p>
		b ケリーパー	<p>損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>緩衝用ボルトの損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>緩衝用ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</p> <p>緩衝用ナットの緩みの有無を調べる。</p> <p>ストッパーの損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>回転継手の回転状態を調べる。</p> <p>回転継手からの油漏れ及び取付けピンの緩みの有無を調べる。</p>	<p>損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷及び曲がりがないこと。</p> <p>損傷及びへたりがないこと。</p> <p>緩みがないこと。</p> <p>損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>円滑に回転すること。</p> <p>油漏れ及びピンの緩みがないこと。</p>
		c ケリーパー 押下げ装置	作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		d フロントフレーム	フレーム（上、下）の損傷及び変形の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。

	e	ケリードライ装置	<p>作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>バッファの亀裂の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい亀裂がないこと。</p>	
	f	フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシープ	<p>シープラケット及びターンバックルの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>	
	g	油圧機器	イ 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ロ 油圧モーター	"	
			ハ 油圧シリンダー	"	
ニ 電磁弁			"		
(2)	ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。			
(3)	ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。			
4.6.6 油圧装置	(1)	上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.7 操作装置	(2)	下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.8 安全装置	(3)	給油脂 (全体)	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>	
4.6.9 車体関係等					
4.6.10 総合テスト			<p>走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>	

4.7 アース・ドリル〔機械式〕

検査項目		検査方法	判定基準	
4.7.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.4 制動装置				
4.7.5 作業装置	(1) ドリル装置	a アースドリルバケット	<p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>底蓋開閉装置の作動状態を調べる。</p> <p>底蓋の損傷の有無を調べる。</p> <p>サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。</p> <p>レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい損傷がないこと。</p> <p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい曲がりがないこと。</p>
		b ケリーバー	4.5 アース・ドリル〔油圧式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 油圧押下げ装置 (ケリーバー押下げ装置)	<p>スイベルブロック及びコッターの摩耗の有無を調べる。</p> <p>コッターばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</p> <p>ブラケット及びステーの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及びへたりがないこと。</p> <p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		d フロントフレーム	<p>フレーム(上、下)の損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>フレームレバーの変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ブームフートレバーの変形の有無を調べる。</p> <p>ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</p> <p>フレームロック用爪の変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>カバーの損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい変形がないこと。</p> <p>損傷及びへたりがないこと。</p> <p>著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び著しい変形がないこと。</p>

		テークアップのアジャストボルトの損傷の有無を調べる。	著しい損傷がないこと。
	e ドラム軸	<p>軸及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>ドラムの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>チェーンの緩みを調べる。</p> <p>チェーン及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>滑りクラッチのかみ合いの適否及び動き具合を調べる。</p> <p>ギヤボックスの異音及び油漏れの有無を調べる。</p> <p>ギヤ付き軸の摩耗の有無を調べる。</p> <p>バッファの損傷の有無を調べる。</p>	<p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>かみ合いが適正で、動きが円滑であること。</p> <p>異音及び油漏れがないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p>
	f フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシープ	4.5 アース・ドリル〔油圧式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	g 油圧機器	イ 配管（ホース類及び高圧パイプ）	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
		ロ 油圧シリンダー	〃
	(2) ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.7 操作装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.8 安全装置	(3) 給油脂（全体）	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>
4.7.9 車体関係等			
4.7.10 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.8 一体型せん孔機

検査項目		検査方法	判定基準	
4.8.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.8.2 動力伝達装置	(1) 流体継手	作動させて異音の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 油漏れの有無を調べる。	異音がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。	
	(2) Vプーリー	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。	
	(3) Vベルト 〔・ポンプ駆動用 ・ウインチ駆動用〕	緩みを調べる。 損傷及び摩耗の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。 著しい損傷及び摩耗がないこと。	
4.8.3 走行装置 4.8.4 制動装置	下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.8.5 作業装置	(1) ウインチ	作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ブレーキ及びクラッチの作動状態を調べる。 ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 バンドの亀裂及び変形並びにライニングの摩耗の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。 正常に作動すること。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 亀裂及び変形並びにライニングの著しい摩耗がないこと。	
	(2) ウインチ減速機	作動させて異音の有無を調べる。 チェーンの損傷及び摩耗の有無並びに伸びを調べる。 スプロケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音がないこと。 損傷及び著しい摩耗がなく、伸びはメーカーの指定する基準値内であること。 損傷及び著しい摩耗がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。	
	(3) ウインチ操作装置	a マスターシリンダー	レバーを反復操作し、油漏れの有無を調べる。 リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油漏れがないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		b パワーシリンダー	圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		c ロッド、リンク及びケー	損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	損傷及び緩みがないこと。

	ブル類	クラッチ及びブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。	
	d ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ、パイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>	
(4)	ブーム	a ブーム	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けピン及び固定ピンの摩耗量を調べる。</p> <p>シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>はしご、手すり及び踊り場の損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ブームステーの変形及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷及び変形がないこと。</p> <p>著しい変形及び摩耗がないこと。</p>
		b キャリッジ	<p>損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ストッパーの作動の適否を調べる。</p> <p>緩衝機の平ばねのへたりの有無を調べる。</p>	<p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p> <p>へたりがないこと。</p>
		c 排土板	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		d クラウンヘッド	<p>変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>クラウンポール及びピンの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p>
		e シュート	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		(5)	チューピング装置	a クランピンユニット
b アーム	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>			<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>

	c 下部ガイド	亀裂及び変形の有無を調べる。 ガイドピン及びコッタの緩みの有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩みがないこと。
旋回装置	(6) a クランピングユニット	(5) チューピング装置の、aクランピングユニットの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b 減速機	作動させて異音の有無を調べる。 ピニオン及びギヤの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ケースの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 スライド部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音がないこと。 損傷及び著しい摩耗がないこと。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
	c クランプ開閉装置	タイヤの空気圧を調べる。 タイヤの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 回転体の損傷及び摩耗の有無を調べる。	適正であること。 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(7) ハンマーグラブ	グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。 作動させてシェルの開閉状態を調べる。 グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 取付けボルトの緩み又は脱落の有無を調べる。	確実に連結されていること。 正常に作動すること。 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(8) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.6 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	"	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"	
	(4) 油圧ポンプ	"	
	(5) 油圧モーター	"	
	(6) 油圧シリンダ	"	
	(7) 方向制御弁	"	
	(8) 電磁弁	"	
	(9) 圧力制御弁	"	
	(10) オイルクーラー	"	
	(11) アキュムレータ	"	

	(12) 回転継手	"	
	(13) 走行関係油圧機器	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
4.8.8 安全装置	(1) 前部フレーム	損傷及び変形の有無を調べる。 揺動シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
4.8.9 車体関係等	(2) 後部フレーム	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3) アウトリガー	前部及び伸び部のアウトリガーを作動させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。 構造部の変形及び摩耗の有無を調べる。 固定ピン部の変形及び摩耗の有無を調べる。 前部リガーのフットアセンブリーの締付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 後部リガーのインナーボックスのがたの有無を調べる。	円滑に作動すること。 著しい変形及び摩耗がないこと。 著しい変形及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 著しいがたがないこと。
	(4) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
	(5) 警音器	スイッチを操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	(6) 計器類 〔・油圧計・水温計〕 〔・電流計 等〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(7) 下部架台フレーム及びブラケット 〔クローラフレームを含む。〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) 給油脂 (全体)	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
4.8.10 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.9 分離型せん孔機

検査項目		検査方法	判定基準	
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.3 走行装置	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.4 制動装置				
4.9.5 作業装置	(1) 把持装置（くさび式・バンド）	a メインチャック	<p>チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>締付けバンド（くさび）及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形及び著しい摩耗がないこと。</p>
		b サブチャック	<p>締付けバンド（くさび）及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>変形及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(2) 押込み・引抜き装置	a ガイドポスト	<p>ガイドポストの亀裂、変形及びブシュの摩耗の有無を調べる。</p> <p>ガイドポストの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しいブシュの摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b ステージ	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(3) 回転駆動装置	a ドライブフレーム	<p>ドライブフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 回転減速機	<p>回転中の異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケース内の封入グリース量及び汚れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>封入グリース量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
		c 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 水平調整装置	a ベースフレーム	<p>ベースフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b レベルジャッキ	球座のかじり及び変形の有無を調べる。	かじり及び著しい変形がないこと。

		c 反力装置 〔おもり・パー式〕	架台の亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(5)	a 配管（ホース類及び高圧パイプ）	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判断基準を適用すること。	
		b 油圧シリンダー		〃
		c 油圧モーター		〃
		d 方向制御弁		〃
		e 電磁弁		〃
		f 逆止め弁		〃
		g アキュムレーター		〃
(6)	パワーユニット	せん孔機を作動させ、作動の適否を調べる。 作動に異常があれば、共通事項1.1原動機及び1.2油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）から油漏れの有無を調べる。 リモコン、角度計及びケーブルの作動状態と損傷の有無を調べる。	正常に作動すること。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 正常に作動し、著しい損傷がないこと。	
(7)	ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。		
(8)	ワイヤーロープ	共通事項1.9 ワイヤーロープの検査方法及び判定基準を適用すること。		
(9)	ハンマーグラブ	グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。 作動させてシェルの開閉状態を調べる。 グラブの亀裂、損傷、変形および摩耗の有無を調べる。 シェルの亀裂、損傷、変形および摩耗の有無を調べる。 取付けボルトの緩みまたは脱落の有無を調べる。	確実に連結されていること。 正常に作動すること。 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。	
4.9.6 油圧装置	(1)	上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.7 操作装置	(2)	下部走行体 〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.8 安全装置	(3)	表示板 （全 体）	警告・注意・指示銘板等の損傷及び取付け状態を調べる。	損傷がなく適正に取り付けられていること。
4.9.9 車体関係等	(4)	給油脂 （全 体）	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。

4.9.10 総合テスト	走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
-----------------	----------------------	--------------------------------

4.10 アース・オーガー

検査項目		検査方法	判定基準	
4.10.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.2 動力伝達装置 4.10.3 走行装置 4.10.4 操縦装置 4.10.5 制動装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 下部走行体〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.6 作業装置	(1) 掘削機	a 減速機	<p>無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケース、スィベル部及び下部カップリングからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
		b 減速機ホルダー	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</p> <p>ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</p> <p>バランスウェイト及びカウンターウェイトの取付け状態を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>適正であること。</p>
		c オーガースクリュー	<p>スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>スクリュー内管の異物（モルタル、ベントナイト等）の詰まりの有無を調べる。</p> <p>スクリュー心金及びパッキンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</p> <p>詰まりがないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		d オーガーヘッド	<p>羽根の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>爪の損傷の有無及び取付けの適否を調べる。</p> <p>ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</p>	<p>著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷がなく、取付けが適正であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がなく、正常に作動すること。</p>

		ヘッド内管の異物（モルタル、ベントナイト等）の詰まりの有無を調べる。	詰まりがないこと。
	e	電動機	共通事項1.1.2 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。
	f	イ 配管 （ホース類及び高圧パイプ）	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
		ロ 油圧モーター	”
	g	トップシープ	溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。 ピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。 著しい摩耗がないこと。 著しい摩耗がないこと。
	h	中間振れ止め装置	ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。 シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。 シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。 スペーサーの損傷及び摩耗の有無を調べる。 メーカーの指定する基準値内であること。 著しい摩耗がないこと。 著しい摩耗がないこと。 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	i	下部振れ止め装置	ローラーの損傷及び摩耗の有無並びに回転状態を調べる。 ホルダークランプの亀裂及び損傷の有無並びに取付けの適否を調べる。 損傷及び著しい摩耗がなく、円滑に回転すること。 亀裂及び損傷がなく、取付けが適正であること。
	(2)	ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。
	(3)	リーダー	共通事項1.8 リーダーの検査方法及び判定基準を適用すること。
	(4)	ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。
4.10.7	(1)	上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.10.8	(2)	下部走行体 〔クローラ式〕	共通事項1.4 下部走行体〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.10.9	(3)	下部走行体 〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.10.10	(4)	給油脂 （全 体）	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。 給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
4.10.11		総合テスト	走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。 各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.11 建柱車

検査項目		検査方法	判定基準	
4.11.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.11.2 動力伝達装置 4.11.3 走行装置 4.11.4 操縦装置 4.11.5 制動装置	下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.11.6 作業装置	(1) オーガー装置	a オーガーサポート	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ジブとオーガーサポートとのがた及びスライダの摩耗の有無を調べる。</p> <p>オーガー自動スライド装置のスプリングのへたりの有無並びに作動状態を調べる。</p> <p>スライダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>上下、左右に著しいがたがなく、スライダの摩耗がないこと。</p> <p>へたりがなく、正常に作動すること。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b アーム	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>ピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピン取付けナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		c オーガー減速機	<p>無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケース及び出力軸からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>サポート（モーターケース）の亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>サポートのボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		d オーガースクリュー	<p>スクリーパイプ及びオーガブレード（羽根）の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>伸縮用シャフトの伸縮状態を調べる。</p> <p>固定ピンの損傷及び変形の有無並びにロック状態を調べる。</p>	<p>著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</p> <p>適正であること。</p> <p>損傷及び変形がなく、ロック状態が適正であること。</p>

		<p>スクリー取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>スクリーストッパーの損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p>	
	e オーガーヘッド	<p>損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>カッター（爪）の損傷の有無を調べる。</p> <p>カッター取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	f 格納装置	<p>ステアの亀裂及び開きの有無を調べる。</p> <p>カムの摩耗の有無及び作動状態を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい開きがないこと。</p> <p>著しい摩耗がなく、作動が適正であること。</p>	
	g 巻過ぎ防止装置	<p>作動の適否を調べる。</p> <p>油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	h 送油ガイド	<p>ジブを伸縮させ、作動状態を調べる。</p> <p>ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>著しい損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	i ウインチ装置	<p>作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>最大定格荷重の荷をつり、ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>効きが正常であること。</p> <p>亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>適正であること。</p>	
	j ジブ伸縮装置	イ ワイヤガード	<p>ジブを伸縮させ、各ワイヤガード間の干渉の有無を調べる。</p> <p>ガイド及びスライダの損傷及び摩耗の有無並びに取付けの適否を調べる。</p>	<p>干渉がないこと。</p> <p>著しい損傷及び摩耗がなく、取付けが適正であること。</p>
		ロ フック平行移動装置	<p>ジブを伸縮させ、ジブ先端とつりフックとの間隔を調べる。</p>	<p>間隔が常に一定であること。</p>
	(2) ジブ	共通事項1.7 ジブの該当項目（ボックス構造ジブ関係）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.11.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) フィルター	"		
	(3) 配管	"		

		(ホース類及び高圧パイプ)	
		(4) 油圧ポンプ	"
		(5) 油圧モーター	"
		(6) 油圧シリンダー	"
		(7) 方向制御弁	"
		(8) 圧力制御弁	"
		(9) 逆止め弁	"
		(10) 回転継手	"
4.11.8 操作装置		レバー、ペダル及びハンドル	レバー等进行操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。 ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
4.11.9 安全装置 4.11.10 車体関係等	(1) 旋回装置	a ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 亀裂及び著しい変形がないこと。
		b 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	緩回転させて引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ベアリングシールの損傷の有無を調べる。 円滑に旋回し、異音がないこと。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 損傷がないこと。
		c 旋回減速機	旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) 架台装置	a サブフレーム 〔操作架台を含む〕	フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
		b ジブ受け及びポール受け	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(3)	レバーロック及びペダルロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。 効きが正常で、損傷及び変形がないこと。
	(4) アウトリガー	a ビーム、ビームボックス及びフロート	ビームを伸縮させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。 亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 円滑に作動すること。 亀裂及び著しい変形がないこと。
		b ロック及びロックピン	ロックの作動の適否を調べる。 正常に作動すること。

		ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	変形及び損傷がないこと。
(5) 座席		亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
(6) 昇降設備又は滑り止め		亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
(7) 表示板		構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(8) 下部走行体〔トラック式〕		共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(9) 給油脂（全体）		各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
4.11.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

5 締固め用機械

5.1 ロードローラー及びタイヤローラー

検査項目		検査方法	判定基準
5.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	<p>アイドルリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。</p> <p>クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。</p>	<p>異音がなく、クラッチが完全に切れること。</p> <p>滑りがなく、接続が円滑であること。</p>
	(2) クラッチペダル	<p>反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。</p> <p>操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。</p>	<p>重さ及び戻り具合が適正であること。</p> <p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p>
	(3) クラッチマスタースリンダー	<p>ペダルを反復操作して油漏れの有無を調べる。</p> <p>リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	(4) パワーシリンダー	<p>圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。
	(5) カップリング	<p>アイドルリング状態で、異音の有無を調べる。</p>	異音がないこと。
	(6) トルクコンバーター	<p>負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(7) トランスミッション 〔前後進機を含む。〕	<p>レバーが前進及び後進の状態ですべてを駆動させて作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
	(8) プロペラシャフト	<p>両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。</p> <p>スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>異常な振れがないこと。</p> <p>著しいがた及び損傷がないこと。</p> <p>緩み、損傷及び脱落がないこと。</p>

<p>(9) デファレンシャル (差動機)</p>	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>作動固定機構又はデフロックを作動させ、異常の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>正常に作動すること。</p>	
<p>(10) ファイナルドライブ</p>	<p>a チェーン及びスプロケット</p>	<p>チェーンの緩みを調べる。</p> <p>リンクプレート、ローラー及びピンの摩耗の有無並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落の有無を調べる。</p> <p>スプロケットの歯の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>著しい摩耗並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>b 駆動ギヤ</p>	<p>走行させて異音の有無を調べる。</p> <p>損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p>
<p>5.1.3 走行装置</p>	<p>(1) ヨーク 〔キングピンを含む〕</p>	<p>走行させてヨークピンのがた及び異音の有無を調べる。</p> <p>損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>がた及び異音がないこと。</p> <p>損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>(2) ロール 〔ロードローラー〕</p>	<p>走行させてがた及び異音の有無を調べる。</p> <p>損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>がた及び異音がないこと。</p> <p>損傷及び著しい変形がないこと。</p>
	<p>(3) ホイール (タイヤ) 〔タイヤローラー〕</p>	<p>空気圧を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p> <p>金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。</p> <p>ホイールナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。</p> <p>異物のかみ込みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた、異音及び異常発熱がないこと。</p>

5.1.4 操縦装置	(1) 操向レバー 〔ロードローラー〕	<p>走行状態でレバーの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p> <p>レバーを操作し、遊びを調べる。</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが正常であること。</p> <p>適正であること。</p>
	(2) ハンドル	<p>走行状態でハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。</p> <p>上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。</p>	<p>振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。</p> <p>著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。</p>
	(3) ギヤボックス	<p>ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) ロッド及びアーム類	<p>亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び曲がりがないこと。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>著しいがた及び摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(5) かじ取り車輪	<p>ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。</p> <p>ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。</p>	<p>左右で著しい相異がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>接触していないこと。</p>
	(6) パワーステアリング装置 〔油圧倍力装置を含む。〕	<p>リザーバタンク内の油量を調べる。</p> <p>油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>適正であること。</p> <p>油漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。</p>
	(7) アーティキュレート機構	<p>左右にアーティキュレートさせてかじ取り角度を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>

	〔ロードローラー〕	<p>左右にアーティキュレートさせてがたの有無を調べる。</p> <p>センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>ステアリングシリンダーの異常の有無を、共通事項1.2 油圧装置(7) 油圧シリンダーの検査方法及び判定基準により調べる。</p>	<p>著しいがたが無いこと。</p> <p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
5.1.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	<p>ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。</p> <p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p> <p>ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。</p>	<p>ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。</p> <p>効き具合が適正であり、片効きがなく、車両系建設機械構造規格の規定に適合すること。</p> <p>エアの混入がないこと。</p>
	(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。</p> <p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p> <p>レバーを反復操作し、引き力及び戻り具合を調べる。</p> <p>爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>余裕があること。</p> <p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。</p> <p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p> <p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p> <p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
	(4) ホース及びパイプ	<p>圧力をかけ、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p> <p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p> <p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p> <p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
	(5) オイルブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動状態を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>油漏れがないこと。</p>

	<p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(6) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p> <p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(7) ブレーキ倍力装置	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p> <p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(8) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの間隙を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>腐食及びへたりのないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(9) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(10) 駐車ブレーキドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>

		<p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効きに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p>		
5.1.6 作業装置	(1) 散水装置	a ポンプ駆動装置〔機械式〕	<p>作動させて異音の有無を調べる。</p> <p>プロペラシャフトのスプライン、ユニバーサルジョイント、ベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ベルトの緩みを調べる。</p> <p>ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>異音がないこと。</p> <p>がた及び損傷がないこと。</p> <p>適正であること。</p> <p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		b ポンプ駆動装置〔電動式〕	作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
		c 散水ポンプ	<p>作動させて散水状態を調べる。</p> <p>水漏れ及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>作動が正常であること。</p> <p>水漏れ及び損傷がないこと。</p>
		d 散水タンク	<p>亀裂、損傷及び取付け部の緩みの有無を調べる。</p> <p>水漏れの有無を調べる。</p> <p>水の汚れの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び取付け部の緩みがないこと。</p> <p>水漏れがないこと。</p> <p>著しい汚れがないこと。</p>
		e 散水フィルター	<p>フィルターエレメントの目詰まりの有無を調べる。</p> <p>水漏れ及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>目詰まりがないこと。</p> <p>水漏れ及び損傷がないこと。</p>
		f ホース、パイプ及びコック類	ホース、パイプ及びコック類の損傷及び取付け部の緩みの有無を調べる。	損傷及び緩みがないこと。
	(2) 泥よけ装置	<p>前進及び後進させて泥よけ機能の異常の有無を調べる。</p> <p>ブレード、アーム等の損傷及び変形の有無並びに取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>損傷及び著しい変形がなく、適正に取り付けられていること。</p>	
	(3) マットブラシ	<p>タイヤ又はロールへの接触状態を調べる。</p> <p>ブラシ及びホルダーの損傷及び変形の有無並びに取付け状態を調べる。</p>	<p>正常に接触していること。</p> <p>損傷及び著しい変形がなく、適正に取り付けられていること。</p>	
5.1.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) フィルター	"		
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"		
	(4) 油圧ポンプ	"		
	(5) H S T用ポンプ 付属弁	"		
	(6) 油圧モーター	"		
	(7) 油圧シリンダ	"		

	—		
	(8) 方向制御弁		”
	(9) 圧力調整弁		”
	(10) 流量制御弁		”
	(11) 逆止め弁		”
	(12) オイルクーラ —		”
5.1.8 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
5.1.9 安全装置 5.1.10 車体関係等	(1) シャシーフレーム	亀裂及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(2) キャブ、キャノピー及びカバー —	亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。 開閉、ロック及びキーに異常がないこと。 がた及び破損がないこと。
	(3) 座席	調整・ロック装置の作動の適否を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	正常に作動すること。 緩み及び脱落がないこと。
	(4) 昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
	(5) けん引具	損傷及び変形の有無を調べる。 ピンの欠損の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。 欠損がないこと。
	(6) 歯止め	欠落及び損傷の有無を調べる。	欠落及び損傷がないこと。
	(7) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
	(8) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。 破損及び水等の浸入がないこと。
	(9) 計器類 〔・油圧計・電流計 ・燃料計・油温計 ・水温計・速度計 ・表示灯 等〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(10) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。
	(11) 給油脂 (全 体)	各部の給油脂状態を調べる。 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	給油脂が十分であること。 正常に作動すること。
5.1.11		走行及び作業テストを行い、機	各装置が正常に機能し、異常振

総合テスト	能を調べる。	動、異音及び異常発熱がないこと。
-------	--------	------------------

5.2 振動ローラー

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
5.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.2 動力伝達装置	(1) 遠心クラッチ	作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	(2) カップリング	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 分配機	エンジンを開始させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
	(4) トランスミッション	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) 減速機	走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
	(6) プロペラシャフト	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7) デファレンシャル (差動機)	"	
	(8) ファイナルドライブ	"	
5.2.3 振動装置	(1) 振動機	作動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。
	(2) ベルト	緩みを調べる。 損傷及び摩耗の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(3) 防振ゴム	へたり、劣化、ひび割れ及び損傷の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	へたり、劣化、ひび割れ及び損傷がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
5.2.4 走行装置	(1) ヨーク 〔キングピンを含む〕	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ロール	"	

	(3) ホイール (タイヤ)	<p>空気圧を調べる。</p> <p>亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。</p> <p>溝の深さを調べる。</p> <p>金属片、石その他の異物のかみ込みがないを調べる。</p> <p>ホイールナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び摩耗がないこと。</p> <p>規定値以上であること。</p> <p>異物のかみ込みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。</p> <p>がた、異音及び異常発熱がないこと。</p>
5.2.5 操縦装置	(1) 棒ハンドル 〔ハンドガイド式〕	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付け部のがたの有無及びロックの効き具合を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>がたがなく、効きが適正であること。</p>
	(2) ハンドル	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ギヤボックス		〃
	(4) ロッド及びアーム類		〃
	(5) かじ取り車輪		〃
	(6) パワーステアリング装置 〔油圧倍力装置を含む。〕		〃
	(7) アーティキュレート機構		〃
5.2.6 制動装置		5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.7 作業装置	(1) 散水装置	a ポンプ駆動装置 〔電動式〕	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。
		b 散水ポンプ	〃
		c 散水タンク	〃
		d 散水フィルター	〃
		e ホース、パイプ及びコック類	〃
	(2) 泥よけ装置		〃
(3) マットブラシ		〃	
5.2.8 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター		〃
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)		〃

	(4) 油圧ポンプ		〃
	(5) H S T用ポン プ付属弁		〃
	(6) 油圧モーター		〃
	(7) 油圧シリンダ ー		〃
	(8) 方向制御弁		〃
	(9) 圧力制御弁		〃
	(10) 流量制御弁		〃
	(11) 逆止め弁		〃
	(12) オイルクーラ ー		〃
5.2.9 操作装置 5.2.10 安全装置 5.2.11 車体関係等	5.1 ロードローラー及びタイヤローラーの検査方法及び判定基準を適用すること。		
5.2.12 総合テスト	走行及び作業テストを行い、機 能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振 動、異音及び異常発熱がないこと。	

6 コンクリート打設用機械

6.1 コンクリートポンプ車

検査項目		検査方法	判定基準	
6.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
6.1.2 動力伝達装置	下部走行体〔トラック式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
6.1.3 走行装置				
6.1.4 操縦装置				
6.1.5 制動装置				
6.1.6 作業装置	(1) ブーム装置	a ブーム	<p>全伸長させて全体の曲がり及び長手方向のねじれの有無を調べる。</p> <p>打痕及び局所的なへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがなく、著しいねじれがないこと。</p> <p>著しい打痕及びへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷がないこと。</p>
		b リンク、ピン及び抜け止めボルト	<p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>屈伸及び回転させて各連結のがたの有無を調べる。</p> <p>ピンの抜け止めボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		c ホースガイド	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p>
	(2) 圧送装置	a ポンプ本体	<p>操作スイッチ又はレバーを操作し、ポンプの作動状態を調べる。</p> <p>コンクリートピストン、吸入吐出弁又はローターを作動させ、ストローク数又はローターの回転数を調べる。</p> <p>亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 真空ポンプ	<p>作動させて真空度を調べる。</p> <p>ベルトの緩みを調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>メーカーの指定する基準値内で</p>

		ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	あること。 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	c 自動給油装置	作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	d ホッパー及び かくはん び攪拌装置	かくはん 攪拌装置を作動させ、正転、逆転時の異常の有無を調べる。 かくはん 攪拌羽根の回転速度を調べる。 ホッパー、スクリーン及び羽根の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 駆動チェーンの緩みを調べる。 チェーンカバーの変形の有無及び取付け状態を調べる。	正常に作動すること。 メーカーの指定する基準値内であること。 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 著しい変形がなく、取付けが適正であること。
	e 輸送管、ホース及び継手	亀裂及び変形の有無を調べる。 クランプの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
(3) 洗浄装置	a 水ポンプ	作動させて異音の異常の有無を調べる。 吐出圧力を調べる。 水漏れの有無を調べる。	異音がなく、正常に作動すること。 メーカーの指定する基準値内であること。 著しい水漏れがないこと。
	b エアコンプレッサー	作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。 コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。 エアタンク等のドレンコックを開いて水がたまっていないかを調べる。 アンローダー機能の適否を調べる。	異常振動及び異音がないこと。 エア漏れ及び油漏れがないこと。 水がたまっていないこと。 上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。
	c 洗浄用詰物の受け管	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	d ホース及び配管類	亀裂、損傷及び老化の有無を調べる。 継手部の緩み、水漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	亀裂、損傷及び老化がないこと。 緩み、水漏れ及びエア漏れがないこと。
6.1.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター		"
	(3) 配管 (ホース類及び高圧配管)		"
	(4) 油圧ポンプ		"

	(5) 油圧モーター 〔・コンクリートポン プ用 ・攪拌機用 ・旋回用〕		”	
	(6) 油圧シリンダー 〔・コンクリート圧送 用 ・バルブ切替用 ・ブーム屈伸用 ・アウトリガー用〕		”	
	(7) 方向制御弁		”	
	(8) 電磁弁		”	
	(9) 圧力制御弁		”	
	(10) 流量制御弁		”	
	(11) 逆止め弁		”	
	(12) オイルクーラー		”	
	(13) アクキュムレータ ー		”	
	(14) 回転継手		”	
6.1.8 操作装置	(1) 操作レバー 〔回転制御レバー 吐出量調整レバー 攪拌装置操作レバ ー アウトリガーレバー ブーム手動レバー〕	レバーを操作し、操作力及び 遊びを調べる。 ロック作動時の異常の有無を 調べる。	操作力が適正で、著しい遊びが ないこと。 正常に作動すること。	
	(2) 操作パネルスイ ッチ (リモコンスイ ッチ)	各スイッチを操作し、各装置 の作動の適否を調べる。 取付け部の緩みの有無を調べ る。	正常に作動すること。 緩みがないこと。	
6.1.9 安全装置 6.1.10 車体関係 等	(1) 旋 回 装 置	a ターンテー ブル b 旋回ベアリ ング及び旋回 ギヤ c 旋回減速機	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等 で調べる。 緩旋回させて引っ掛かり及び 異音の有無を調べる。 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有 無を調べる。 取付けボルトの緩み、折損及 び脱落の有無を調べる。 ベアリングシールの損傷の有 無を調べる。 旋回中の異音及び異常発熱の 有無を調べる。 ケース内の油量及び油の汚れ の有無を調べる。 ケースからの油漏れの有無を 調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落	亀裂及び著しい変形がないこと。 円滑に旋回し、異音がないこ と。 亀裂及び著しい摩耗がないこ と。 緩み、折損及び脱落がないこ と。 メーカーの指定する定期交換が 行われていること。 損傷がないこと。 異音及び異常発熱がないこと。 油量が適正で、著しい汚れがな いこと。 油漏れがないこと。 緩み及び脱落がないこと。

		<p>の有無を調べる。</p> <p>旋回中に旋回ブレーキを作動させ、効き具合を調べる。</p>	<p>正常であること。</p>
(2) 架台装置	a サブフレーム (旋回ベアリング架台)	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	b ブーム受台	<p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>著しい損傷及び脱落がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(3) アウトリガー装置	a ビーム、ビームボックス及びフロート	<p>ビームを伸縮させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。</p> <p>亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p> <p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p>
	b ロック及びロックピン	<p>ロック作動時の異常の有無を調べる。</p> <p>ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p> <p>変形及び損傷がないこと。</p>
(4) 昇降設備及び滑り止め	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
(5) 表示板	<p>構造規格に規定された表示板その他の注意・指定銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>損傷がなく、適正に取り付けられていること。</p>	
(6) 表示灯及び作業灯	<p>各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。</p> <p>各灯火類のレンズの破損や水等の浸入の有無を調べる。</p>	<p>正常に作動し、適正に取り付けられていること。</p> <p>破損及び水等の浸入がないこと。</p>	
(7) 計器類 [・圧力計・真空計 ・温度計・回転計等]	<p>作業装置を作動させ、各計器の作動状態を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>	
(8) 下部走行体 〔トラック式〕	<p>共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。</p>		
(9) 給油脂 (全 体)	<p>各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>給油脂が十分であること。</p> <p>正常に作動すること。</p>	
6.1.11 総合テスト	<p>走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。</p>	<p>各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>	

7 解体用機械

7.1 油圧ブレーカ

検査項目		検査方法	判定基準	
7.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.2 動力伝達装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.3 走行装置				
7.1.4 操縦装置				
7.1.5 制動装置				
7.1.6 作業装置				
	(1) ブレーカ本体	a ブレーカ上部	封入ガス圧力を調べる。 異常がある場合は、石けん水等を用いてガス漏れの有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。 緩み及び脱落がないこと。
		b シリンダー	油漏れの有無を調べる。 ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	油漏れがないこと。 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
		c ブレーカ下部	亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 チゼルしゅう動部ブシュの摩耗量を調べる。 チゼルしゅう動部からの油漏れの有無を調べる。 チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。 メーカーの指定する基準値内であること。 著しい油漏れがないこと。 給脂が充分であること。
		d アクムレーター	ブレーカを作動させ、ホースの振れ、打撃のむら打ち等の異常及び異音の有無を調べる。 接続部からの油漏れの有無を調べる。	ホースの異常の振れ、打撃のむら打ち及び異音がないこと。 油漏れがないこと。
		e チゼル保持ピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		f チゼル保持ピン用抜止めピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと
		g チゼル	破砕先端部、本体とのしゅう動部、打撃受け面等の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。

	(2) ブラケット等	a ブラケット	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 緩衝材	防振ゴム等の緩衝材の金具、ゴム、合成樹脂の亀裂、摩耗及び劣化の有無を調べる。	亀裂、著しい摩耗及び劣化がないこと。
	(3) ブーム等	a ブーム、アーム及びリンク	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>著しいがたがないこと。</p> <p>亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>損傷がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b 散水配管	<p>亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれの有無を調べる。</p> <p>取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷、老化、ひび割れ及びねじれがないこと。</p> <p>取付けが適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。</p>
7.1.7 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通項目1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) フィルター	"		
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	"		
	(4) 油圧ポンプ	"		
	(5) 油圧モーター	"		
	(6) 油圧シリンダ — 〔・作業機用 ・アウトリガー用〕	"		
	(7) 方向制御弁	"		
	(8) 電磁弁	"		
	(9) 圧力制御弁	"		
	(10) 流量制御弁	"		
	(11) 逆止め弁 〔起伏装置用及び伸縮装置用を含む。〕	"		
	(12) 回転継手	"		
	(13) オイルクーラ —	"		

7.1.8 操作装置	操作レバー等	レバー等进行操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
7.1.9 安全装置 7.1.10 車体関係等	(1) 作業範囲規制装置	作業装置を動かして、自動停止装置及び警報装置の作動の適否を調べる。 各機器の損傷の有無を調べる。 ケーブル(コード)の損傷、断線及び絶縁異常の有無を調べる。 ケーブル(コード)の接続部(又は端子部)のカバーを開けて、腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。 取付け状態の適否を調べる。	正常に作動すること。 損傷がないこと。 損傷、断線及び絶縁異常がないこと。 接続部に腐食、焼損及び緩みがないこと。 取付け状態が適正であること。
	(2) 水準器	作動の適否を調べる。 損傷の有無及び取付け状態の適否を調べる。	正常に作動すること。 損傷がなく、取付け状態が適正であること。
	(3) 角度計	起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動状態を調べる。 角度計の損傷の有無及び目盛り等の鮮明度を調べる。 取付け状態の適否を調べる。	正常に作動すること。 損傷がなく、目盛り等が鮮明であること。 取付け状態が適正であること。
	(4) 下部架台フレーム及びブラケット 〔クローラフレームを含む。〕	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) アウトリガ	a ビーム、ビームボックス及びフロート〔ホイール式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判断基準を適用すること。
		b ロック及びロックピン等〔ホイール式〕	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判断基準を適用すること。
	(6) 旋回フレーム及びブラケット	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ		〃
	(8) 旋回減速機		〃
	(9) 旋回ロック		〃
	(10) レバーロック及びペダルロック		〃
	(11) キャブ及びカバー (ヘッドガードを含む。)		〃

(12) 飛来物防護設備	亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。
(13) カウンターウェイト	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(14) 座席	〃	
(15) シートベルト	共通事項1.5 下部走行体〔トラック式〕の検査方法及び判断基準を適用すること。	
(16) 昇降設備及び滑り止め	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(17) 表示板	〃	
(18) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	〃	
(19) 計器類 〔・油圧計・空圧計〕 〔・電流計・燃料計〕 〔・油温計・水温計〕 〔・表示灯 等〕	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(20) 後写鏡及び反射鏡	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(21) 給油脂 (全 体)	〃	
7.1.11 総合テスト	走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.2 空圧ブレーカ

検査項目		検査方法	判定基準	
7.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.2.2 動力伝達装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.2.3 走行装置				
7.2.4 操縦装置				
7.2.5 制動装置				
7.2.6 作業装置	(1) ブレーカ本体	a ブレーカ上部	<p>接続部の緩みの有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩みがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		b シリンダー	<p>ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		c ブレーカ下部	<p>亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>チゼルしゅう動部ブシュの摩耗量を調べる。</p> <p>チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p> <p>メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>給脂が充分であること。</p>
		d チゼル保持ピン	7.1 油圧ブレーカの検査方法及び判定基準を適用すること。	
		e チゼル保持ピン用抜止めピン	"	
		f チゼル	"	
		(2) ブラケット	"	
	(3) 空圧装置	a エアホース	<p>損傷、ひび割れ及び老化並びに継手部分の緩み及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>クランプの適否を調べる。</p>	<p>損傷、ひび割れ及び老化並びに継手部分の緩み及びエア漏れがないこと。</p> <p>正常にクランプされていること。</p>
		b 操作弁	操作して作動の適否を調べる。	正常な打撃で、むら打ちがなく、確実に停止すること。
		c ラインオイル	油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が十分で、汚れがないこと。
	(4) ブ	a ブーム、アーム及びリンク	7.1 油圧ブレーカの検査方法及び判定基準を適用すること。	

	b 散水配管	"	
7.2.7 油圧装置 7.2.8 操作装置 7.2.9 安全装置 7.2.10 車体関係等	7.1 油圧ブレーカの検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.2.11 総合テスト	走行、旋回及び作業テストを行 い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振 動、異音及び異常発熱がないこと。	

7.3 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準		
7.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。			
7.3.2 動力伝達装置		3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔ホイール式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。			
7.3.3 走行装置					
7.3.4 操縦装置					
7.3.5 制動装置					
7.3.6 作業装置	(1) 鉄骨切断機、 コンクリート圧砕機 及び解体用つかみ具	a フレーム 〔・上部フレーム〕 〔・下部フレーム〕	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ピンシールの損傷の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 損傷がないこと。 緩み及び脱落がないこと。	
		b 回転装置	イ 回転ベアリング及び回転ギヤ	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル〔クローラ式〕の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ロ 回転制御器〔鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機〕	効き具合を調べる。 回転中の異音の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	効き具合が適正であること。 異音がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
		c 油圧装置	イ 油圧モーター〔回転用〕	共通項目1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ロ 回転継手	〃	
			ハ 配管〔ホース類及び高圧パイプ〕	〃	
			ニ 油圧シリンダー〔開閉用〕	〃	
			ホ 方向制御弁	〃	
			ヘ 電磁弁	〃	

		ト 圧力制御弁		"
		チ 流量制御弁		"
	d 切断部、 圧砕部及び つかみ部	イ 切断アーム、圧砕アーム及びつかみアーム	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		ロ カッター〔鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機〕	亀裂、欠け及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、欠け及び著しい摩耗がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
		ハ つかみリンク〔解体用つかみ機〕	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ピンシールの損傷の有無を調べる。 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 損傷がないこと。 緩み及び脱落がないこと。
		ニ 圧砕ポイント及びつかみポイント	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。
		(2) ブーム等	a ブーム、アーム及びリンク	7.1 油圧ブレーカの検査方法及び判定基準を適用すること。
		b 散水配管		"
7.3.7 油圧装置 7.3.8 操作装置 7.3.9 安全装置 7.3.10 車体関係等			7.1 油圧ブレーカの検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.11 総合テスト		走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	

備考

- 1 この指針は、車両系建設機械について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第167条の規定により、1年以内に、定期的に自主検査を行う場合の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける車両系建設機械であって、同法第48条第1項に基づく定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。

高所作業車の定期自主検査指針

1 原動機

検査項目		検査方法	判定基準	
1.1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a 始動性	始動が容易で、異音がないこと。	
		b 回転の状態	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
		d エアクリーナー	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
			ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
		e 締付け	油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
			シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。			

g 圧縮圧力	<p>圧縮圧力を調べる。</p> <p>ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>〔非電子制御式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドル時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p>
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p>
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び劣化がないこと。</p>
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p>
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び老化がないこと。</p>
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>
(4) 高圧ガス燃料装置	<p>導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>
	<p>導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>
	<p>ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び損傷がないこと。</p>

	(5) プロバイガス 還元装置	メーターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。	
		メーターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	詰まり及び損傷がないこと。	
	(6) 冷却装置	冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	水量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	水漏れ及び目詰まりがないこと。	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。	
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。	
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。	
	(7) 点火装置	冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
		ディストリビューターキャップの亀裂の有無及び高圧コードのはめ合い具合並びに各端子の摩耗及び焼損の有無を調べる。	亀裂がなく、はめ合いが正常で、著しい摩耗及び焼損がないこと。	
		ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	焼損及び突起の発生がないこと。	
		点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	汚れ、焼損及び破損がないこと。	
		フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。	
		点火時期を調べる。	メーカーの指定する点火時期であること。	
(8)	電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。			

1.2 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
			予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b 回転の状態	アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点検がないこと。
			エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		d エアクリーター	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
			油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
			弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。

	〔非電子制御式〕	
	<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p>	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	〔電子制御式〕	
h 過給機	<p>アイドルリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	異常振動及び異音がないこと。
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	ガス漏れがないこと。
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	亀裂及び変形がないこと。
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	緩み及び脱落がないこと。
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	損傷及び劣化がないこと。
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。</p>	油量が適正で著しい汚れがないこと。
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	著しい汚れ及び損傷がないこと。
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	燃料漏れがないこと。
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	損傷及び老化がないこと。
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
(4) 冷却装置	<p>冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p>	水量が適正で、著しい汚れがないこと。
	<p>ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。</p>	水漏れ及び目詰まりがないこと。
	<p>ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p>	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。

		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。
		ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(5) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
	b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
		端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
	c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
損傷の有無を調べる。		損傷がないこと。	
(6) エアコンプレッサー	コンプレッサーを作動させて異音及び異常振動の有無を調べる。	異音及び異常振動がないこと。	
	コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	エア漏れ及び油漏れがないこと。	
	エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜っていないかを調べる。	水が溜っていないこと。	
	作動時に規定エア圧力以上で無負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力の上限で無負荷運転になること。	
	規定エア圧力以下で負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力以下で負荷運転になること。	
1.3 電動機	(1) 電動機本体	電動機本体の振動及び軸受部の異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
		ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	摩耗量はメーカーの指定する基準値内であり、全周について当たりが正常であること。
		コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	汚れ及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) 駆動用ベルト	ベルトの緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
		プーリーカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。

(3) コンタクター	コンタクターを作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
	接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
(4) 保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(5) 制御盤	各機器の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
	ヒューズの容量及び取付け状態の適否を調べる。	メーカーの指定する容量で、取付け状態が適正であること。
(6) 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
	損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
(7) 充電装置	作動させて機能の異常並びに異音及び異常発熱の有無を調べる。	正常に作動し、異音及び異常発熱がないこと。
	過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(8) バッテリー	電解液の量を調べる。	規定範囲内にあること。
	電解液の比重を調べる。	比重が 20 で 1.17~1.28 であること。
	端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
	容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	損傷及び液漏れがないこと。

2 下部走行体（トラック式）

検査項目		検査方法	判定基準
2.1 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	アイドル状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	異音がなく、クラッチが完全に切れること。
		クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	滑りがなく、接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル	反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。	重さ及び戻り具合が適正であること。
		操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。
	(3) マスターシリンダ	ペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
(4) パワーシリンダ	シリンダーに圧力をかけた状態でしばらく放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
		レバーが前進及び後進の状態で車体を駆動させて作動状態並びに	正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。

(5) トランスミッション	レバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。		
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(6) トルクコンバーター	負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(7) 動力取出し装置 (PTO)	動力取出し装置 (PTO) を作動して、作動状態及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(8) プロペラシャフト	両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。	異常な振れがないこと。	
	スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリング部のがた及び損傷の有無を調べる。	著しいがた及び損傷がないこと。	
	連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	緩み、損傷及び脱落がないこと。	
(9) デファレンシャル	両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	デフロック装置を作動させて異常の有無を調べる。	正常に作動すること。	
(10) ファイナルドライブ	両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
2.2 走行装置	(1) フロントアクスル	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	結合部に損傷及びがたがないこと。
	(2) フロントアクスルハウジング及び	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。

	リヤアクスルハウジング	亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	
(3) ホイール(タイヤ)		空気圧を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		溝の深さを調べる。	規定値以上であること。
		金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。	異物のかみ込みがないこと。
		ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	がた、異音及び異常発熱がないこと。
(4) シャシーばね		スプリングの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		車体の前方及び後方から車両姿勢の傾き具合を調べる。	著しい傾きがないこと。
		リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部に緩み及び損傷がないかを調べる。	緩み及び損傷がないこと。
		スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。	がた及び損傷がないこと。
		リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。	リーフの横ずれ、前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。
		スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は、探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ブラケット部のリベット及びボルトの緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
(5) スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。	
(6) ショックアブソーバー		外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。	油漏れ及び損傷がないこと。
		取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。	亀裂及びがたがないこと。
		亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	
2.3 操縦装置	(1) ハンドル	走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。

		上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。
(2) ギヤボックス		ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(3) ロッド及びアーム類		亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	著しいがた及び摩耗がないこと。
		連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(4) ナックル		連結部のがたの有無を調べる。	がたがないこと。
		ナックルとフロントアクスルとの隙間の適否を調べる。	隙間が適正であること。
		亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) かじ取り車輪		ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	左右に著しい相異がないこと。
		ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		かじ取り車輪と他の部分が接触していないかを調べる。	接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置		リザーバタンク内の油量を調べる。	適正であること。
		油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。
2.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときの床面との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。

	<p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、片効きがなく、高所作業車構造規格の規定に適合すること。</p>
	<p>ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。</p>	<p>エアの混入がないこと。</p>
(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いて、レバーのつめがラチェットにかみ合った状態で、引きしるに余裕があるかを調べる。</p>	<p>余裕があること。</p>
	<p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。 ただし、20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配において停止する能力を有すること。</p>
	<p>レバーを反復作動させて引き力及び戻り具合を調べる。</p>	<p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p>
	<p>爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(3) ブレーキロック (AOH 式ブレーキ)	<p>駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>ブレーキロック作動状態におけるブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>十分に効いていること。</p>
(4) ロッド、リンク 及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p>
	<p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
(5) ホース及びパイ プ	<p>圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p>
	<p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p>	<p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p>
	<p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
(6) オイルブレーキ	<p>ペダルを反復操作してマスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。 ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリ</p>	<p>油漏れがないこと。</p>

	<p>ンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効きに異常がなければ、この検査を省略してもよい。</p>	
	<p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(7) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p>
	<p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(8) ブレーキ倍力装置	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(9) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの間隙を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p>
	<p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>腐食及びへたりにないこと。</p>
	<p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(10) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
	<p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(11) ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕	<p>ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。</p>	<p>引きずりがないこと。</p>
	<p>パッドの厚さを調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>

		<p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		<p>ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	(12) 駐車ブレーキ ドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		<p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		<p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(13) 二重安全ブレーキ機構	<p>自動漏出防止弁及び非常用制動装置(スプリングブレーキ)の作動具合を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
2.5 車体・安全装置等	(1) 車枠及び車体	<p>シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) キャブ	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p>
		<p>ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p>	<p>開閉、ロック及びキーに異常がないこと。</p>
		<p>ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>がた及び破損がないこと。</p>
	(3) 座席	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>正常の作動すること。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) シートベルト	<p>ベルトの損傷の有無を調べる。</p>	<p>ベルトに損傷が無いこと。</p>
		<p>シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p>	<p>正常にロックされること。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>

(5) 昇降設備及び滑り止め	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(7) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	破損及び水等の浸入がないこと。
(8) 計器類 ・油圧計 ・空圧計 ・電流計 ・燃料計 ・油温計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等	エンジンを作動させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(9) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。

3 下部走行体（ホイール式）

検査項目		検査方法	判定基準	
3.1 走行装置	(1) フロントアクスル及びリヤアクスル	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) ホイール（タイヤ）	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 減速機	走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。	
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	(4) 油圧モーター	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(5) 電動機（ホイールモーター）	1.3 電動機の検査方法及び検査基準を適用すること。			
3.2 操縦装置	(1) ロッド及びアーム類	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		

	(2) ナックル	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) かじ取り車輪	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ステアリングシリンダー	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3 制動装置	(1) 走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、高所作業車構造規格の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。 ただし、20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配において停止する能力を有すること。
3.4 車体関係	(1) 車体（走行フレーム）	フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) ビーム及びロック 〔トレッド拡幅型〕	ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。	円滑に伸縮すること。
		亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		ロックを操作して掛かり具合を調べる。	確実にロックできること。
	(3) 油圧シリンダー 〔ビーム伸縮用〕	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(4) 配管（ホース類、高圧パイプ）	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		

4 下部走行体（クローラ式）

検査項目		検査方法	判定基準
4.1 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		走行して起動輪及び遊動輪部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。

(2) 上部ローラー 及び下部ローラー	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合には、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	走行して軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと
	ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(3) 履帯 (クローラベルト)	シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合には、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
	履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから少なくとも2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を測定する。	メーカーの指定する基準値内であること。
	遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、履帯の緩みを測定する。	メーカーの指定する基準値内であること。
	トラックピンの抜け出しの有無を調べる。	抜け出しがないこと。
(4) ゴム履帯	スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	切断及び著しい損傷がないこと。
	ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。	著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。
	心金の脱落の有無を調べる。	心金の脱落がないこと。
	履帯の張り具合を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
(5) 履帯調整装置	グリースタイプのものにおいては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュタイプのものにおいては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	正常に作動すること。
	調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。

		調整シリンダー周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(6) 走行減速機	走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適性で、著しい汚れがないこと。
		油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(7) 油圧モーター	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) 配管 (ホース類、高圧パイプ)	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(9) 電動機	1.3 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2 制動装置	(1) 走行ブレーキ	3 下部走行体(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 駐車ブレーキ (ブレーキ弁を含む。)	3 下部走行体(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3 車体関係	下部架台フレーム及びブラケット (クローラフレームを含む。)	亀裂、損傷、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。

5 作業装置

検査項目		検査方法	判定基準
5.1 ブーム	(1) ブーム (ラダーを含む。)	ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。	全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。
		ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。	著しいねじれがないこと。
		伸縮動作を行って、個々のブームごとの曲がりの有無を調べる。	著しい曲がりがなく、伸縮動作に支障がないこと。
		ブームラップ部のへこみ(底板の湾曲)の有無を調べる。	著しいへこみがないこと。
		側面板のうねり(ひずみ)の有無を調べる。	特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり(ひずみ)がないこと。
		打こん及び局部的なへこみの有無を調べる。	著しい打こん及び局部的なへこみがないこと。
		ブームを全伸長してブームを上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 がたが大きい場合は、摩耗量を調べる。	著しいがたがないこと。 (メーカーの指定する基準値内であること。)

		<p>溶接部の亀裂及び損傷の有無を特に次の点を重点的に調べる。</p> <p>(イ) 起伏シリンダー取付けブラケット部分</p> <p>(ロ) ブームラップ部の上下補強部分</p> <p>(ハ) ブームフート部分</p> <p>(ニ) ブームポイント部分</p> <p>(ホ) 側面補強板部分</p> <p>(ヘ) 伸縮ロープ取付け部分</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>	
	(2) 絶縁ブーム及び絶縁カバー	<p>絶縁ブーム及びカバーの亀裂、損傷及び汚れの有無を調べる。</p> <p>絶縁カバーの取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい汚れがないこと。</p> <p>取付け状態が適正であること。</p>	
	(3) ヒンジピン ・ブームフート部 ・シリンダー部 ・作業床部 等	<p>ブームを作動させ、各連結部のがたの状態を調べる。</p> <p>ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	(4) 屈折機構	a 屈折チェーン及びスプロケット	<p>屈折チェーン及びスプロケットの損傷、摩耗及びたるみの有無を調べる。</p> <p>取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。</p>	<p>損傷、著しい摩耗及びたるみがないこと。</p> <p>損傷がなく、抜け止めが正常であること。</p>
		b 屈折リンク及びピン	<p>屈折リンク及びピンの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>屈折リンク及びピンの取付け状態の適否を調べる。</p> <p>屈折及び旋回を行い、各連結部のがたの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>取付け状態が適正であること。</p> <p>著しいがたがないこと。</p>
		c ワイヤロープ	ワイヤロープの直径の減少量を調べる。	減少量が公称径の7パーセント以下であること。
			ワイヤロープの素線切れの有無を調べる。	素線切れの数は、ワイヤロープ1よりの間において素線数の10パーセント以内であること。
		(5) 送油ガイド (ケーブルベアを含む。)	ブームの伸縮を行い、送油ガイドの作動状態を調べる。	正常に作動すること。
			ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。	著しい損傷がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。		緩み及び脱落がないこと。	
5.2 昇降装置	(1) リフトアーム及びマスト	リフトアーム操作を行い、異音、引っ掛かり及びインナーマストとアウトマスト間のがたの有無を調べる。	異音、引っ掛かり及び著しいがたがないこと。	
		作業床をいっぱい上昇させてリフトアーム及びマストの亀裂、	亀裂、著しいねじれ及びかじりがいないこと。	

			ねじれ及びかじりの有無を調べる。	
			取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
			ヒンジピンの損傷の有無及び取付け状態の適否を調べる。	損傷がなく、取付け状態が適正であること。
			連結部のがたの有無を調べる。	著しいがたがないこと。
	(2)	リフトチェーン	チェーンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
			チェーン取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	著しい損傷がなく、抜け止めが正常であること。
5.3 作業床装置	(1)	平衡装置	起伏及び屈折を行い、平衡装置の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
			ワイヤロープ及びチェーンの亀裂、損傷、たるみ及び摩耗並びにシーブ及びsprocketの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、損傷、著しいたるみ及び摩耗がないこと。
			ターンバックル及び取付けピンの損傷並びに抜け止め部の異常の有無を調べる。	損傷がなく、抜け止めが正常であること。
	(2)	プラットフォーム及び手すり	亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。
			出入口の開閉状態及びロックの異常の有無を調べる。	開閉及びロックに異常がないこと。
	(3)	バケット及びバスケケット	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
			バケットライナーの損傷の有無を調べる。	著しい損傷がないこと。
			取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(4)	胴綱環及び補助ロープ掛け	損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
			取付け状態を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(5)	首振り装置 ・シリンダー式 ・モーター式 ・電気式	首振り動作を行い、作動状態及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、異音がないこと。
			減速機、ブラケット等の損傷及び油漏れの有無を調べる。	損傷及び油漏れがないこと。
			首振りベース、リンク、ロックピン及びチェーンの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
			ロックを操作して掛かり具合を調べる。	確実にロックできること。
				各部の取付け状態の適否を調べる。
5.4 アタッチメント	(1)	a つり上げ装置	つり上げ装置を作動させ、異音、異常振動及び異常発熱の有無を調べる。	異音、異常振動及び異常発熱がないこと。
			定格荷重の荷をつり、ブレーキの動作状態を調べる。	正常に作動すること。

		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		減速機、ベース、ウィンチポスト、各セットピン、ロックピン等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		各セットピン及びロックピンを作動させて異常の有無を調べる。	ピンが正常に作動すること。
		各部の取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	b ワイヤロープ	5.1 ブーム（4）屈折機構のワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c 繊維ロープ	指定されたロープ（仕様及び長さ）を使用しているかを調べる。	指定されたロープであること。
		ロープの素線切れ、毛羽立ち及び摩耗の有無を調べる。	著しい素線切れ、毛羽立ち及び摩耗がないこと。
		ロープの外層及び内層の破断の有無並びに乾燥状態を調べる。	外層及び内層の破断がなく、ロープに水分を含んでいないこと。
		シンプルの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形、摩耗がないこと。
		端末処理の損傷及び糸のほつれの有無を調べる。	著しい損傷及び糸のほつれがないこと。
		ロープが確実にドラムへ装着されているか調べる。	確実に装着されていること。
	d フック	フックの変形及び摩耗の有無を調べる。	著しい変形及び摩耗がないこと。
		ロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
	e サブブーム	サブブームの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
	(2) 油圧取出し口	カップリングの損傷及び油漏れの有無を調べる。	損傷及び油漏れがないこと。
		キャップの取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。

6 油圧装置

検査項目	検査方法	判定基準
------	------	------

6.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>タンク取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>加圧式タンクの場合は、エア漏れ(安全弁を含む。)の有無を調べる。</p>	油漏れ及びエア漏れがないこと。
		<p>機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		<p>ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。</p>	目詰まりがないこと。
		<p>ブラケットの取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(2) フィルター ・サクシオンフィルター ・リターンフィルター ・ラインフィルター	<p>フィルターエレメントを取り出し、汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合には、この検査を省略してもよい。</p>	汚れ及び損傷がないこと。
		<p>フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。
	(3) 配管(ホース類、高圧パイプ)	<p>亀裂、損傷、老化及びねじれの有無を調べる。</p>	亀裂、損傷、老化及びねじれがないこと。
		<p>配管継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。
		<p>配管の取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(4) 油圧ポンプ(駆動装置を含む。)	<p>パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。
		<p>油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		<p>油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。</p> <p>ただし、 項の異常振動、異音及び異常発熱の検査で異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	メーカーの指定する基準値内であること。
	(5) 油圧モーター ・旋回用	<p>パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れがないこと。

<ul style="list-style-type: none"> ・ウインチ用 ・走行用 等 	<p>油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>
<p>(6) 油圧シリンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起伏用 ・伸縮用 ・屈伸用 ・昇降用(バケツト) ・平衡装置用 ・首振り装置用 ・かじ取り用 ・アウトリガー用等 	<p>作動状態を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>シリンダーを数回伸縮作動させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>シリンダーに負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内にあること。</p>
	<p>シリンダーチューブ及びロッドの打こん、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。</p>	<p>打こん、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。</p>
<p>(7) 方向制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントロール弁 ・パイロットコントロール弁等 	<p>スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>取付け状態が適正であること。</p>
<p>(8) 電磁弁</p>	<p>電磁弁を作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がなく正常に作動すること。</p>
	<p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(9) 圧力制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リリーフ弁 ・減圧弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード弁 ・ブレーキ弁等 	<p>アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動し、かつ確実に停止すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(10) 流量制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絞り弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁等 	<p>アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(11) 逆止め弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁 等 	<p>アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>暖機運転の後、油温の適否を調べる。</p>	<p>冷却効果が適正であること。</p>

(12) オイルクーラー	フィンが目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	目詰まり、著しい変形及び破損がないこと。
	クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	ファンベルトの緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
	ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
	電動式にあつては、モーターの異音、異常振動及び異常発熱の有無を調べる。	異音、異常振動及び異常発熱がないこと。
(13) アクチュエーター	アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	アクチュエーターが正常に作動すること。
	配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。	振れ及び異音がないこと。
	ガス封入圧を調べる。 ただし、項の速度の異常及び項の振れ又は異音がなければ、この検査を省略してもよい。	メーカーが指定するガス圧であること。
(14) 回転継手 ・センタージョイント ・スィベルジョイント	負荷をかけた状態で回転させ回転の状態と油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。

7 操作装置

検査項目	検査方法	判定基準
7.1 操作装置 (1) 操作レバー、スイッチボタン等 ・走行用 [クローラ式] [ホイール式] ・作業用	レバー等を操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
(2) リモートコントロール装置	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。

8 安全装置等

検査項目	検査方法	判定基準
------	------	------

8.1 安全装置	(1) 作業範囲規制装置	バケット内が無負荷状態で下部の操作装置を操作して作動状態を調べる。 ただし、モーメントリミッターのものによっては積載荷重の荷をのせて調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(2) 過積載防止装置	作業床に積載荷重を超える荷をのせ、自動停止装置及び警報装置等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(3) 車体傾斜角警報装置	走行姿勢で機械を規定角度に傾斜させ、警報装置等の作動の適否を調べる。	メーカーの指定する規定角度で作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(4) アウトリガーインターロック	ジャッキを接地しないと作業床の上昇、旋回が行えないことを確認する。	上昇、旋回が行えないこと。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(5) 緊急停止装置	各操作レバーを入れた状態で緊急停止レバー又はボタンを操作して作動が同時に停止すること、さらに緊急停止レバー又はボタンを復帰側に操作して作動が即時に復帰することを確認する。	正常に作動すること。
	(6) 非常用ポンプ装置	エンジンを停止し、始動スイッチを「ON」の状態、下部及び作業床部において非常用ポンプボタンを押しながら起伏、伸縮及び旋回のレバーを操作して作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		ポンプ、スイッチなどの取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(7) 角度計	起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		角度計の損傷及び目盛り等の鮮明度を調べる。	損傷がなく、目盛り等が鮮明であること。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(8) アースリール線	アースリール線の抵抗を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。

	(9) その他規制装置 検出装置等 ・各速度規制 (走行、旋回起伏) ・アウトリガー張出し検出 ・接触警報装置等	各規制装置、検出装置等の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
8.2 アウトリガー	(1) ビーム、ビームボックス及びフロート	ビームを伸縮させて引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	引っ掛かり等がなく、円滑に作動すること。
		ビーム、ビームボックス及びフロートの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	(2) ロック及びロックピン等	ロック作動時の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
		ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	変形及び損傷がないこと。
	(3) ジャッキ	ジャッキを上下させて、亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

9 車体関係等

検査項目		検査方法	判定基準
9.1 車体関係	(1) ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		(2) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ベアリングシールの損傷の有無を調べる。
	(3) 旋回減速機	旋回動作中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(4) 旋回ロック	ロックを操作して、掛かり具合を調べる。	確実にロックされること。

	ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) カウンターウェイト	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) サブフレーム	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(7) ブーム受台	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。	著しい損傷及び脱落がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(8) キャブ	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(9) 座席	"	
(10) シートベルト	"	
(11) 昇降設備及び滑り止め	"	
(12) 表示板	"	
(13) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	"	
(14) 計器類 ・油圧計 ・電流計 ・燃料計 ・油温計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等	"	
(15) 後写鏡及び反射鏡	"	
(16) 給油脂（全体）	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
	自動給油脂装置は、操作して作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
9.2 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異音、異常振動及び異常発熱がないこと。

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第21号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、フォークリフトの定期自
主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自
主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、フォークリフトの定期自主検査指針（労
働安全衛生規則第151条の21の定期自主検査指針
に係るもの）（平成5年12月20日付け自主検査指
針公示第15号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 フォークリフトの定期自主検査指針（
労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係
るもの）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和
47年労働省令第32号）第151条の21の規定によ
るフォークリフトの自主検査の適切かつ有効な
実施を図るため当該自主検査の検査項目、検査
方法及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第22号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、ショベルローダー等の定
期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の31
の自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、ショベルローダー等の定期自主検査指針
（労働安全衛生規則第151条の31の自主検査に係
るもの）（昭和60年12月18日付け自主検査指針公
示第9号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 ショベルローダー等の定期自主検査指
針（労働安全衛生規則第151条の31の自主検査
に係るもの）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和
47年労働省令第32号）第151条の31の規定によ
るショベルローダー等の自主検査の適切かつ有
効な実施を図るため当該自主検査の検査項目、
検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第23号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、不整地運搬車の定期自主
検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主
検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、不整地運搬車の定期自主検査指針（労働
安全衛生規則第151条の53の定期自主検査に係る
もの）（平成3年7月26日付け自主検査指針公示
第12号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の53の自主検査に係るもの）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の53の規定による不整地運搬車の自主検査の適切かつ有効な実施を図るため当該自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第24号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自
主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検
査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、車両系建設機械の定期自主検査指針（労
働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）
（平成27年11月6日付け自主検査指針公示第20号
）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 車両系建設機械の定期自主検査指針（
労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るも
の）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和
47年労働省令第32号）第167条の規定による車
両系建設機械の自主検査の適切かつ有効な実施
を図るため当該自主検査の検査項目、検査方法
及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。

労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第25号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第3項の規定に基づき、高所作業車の定期自主検
査指針（労働安全衛生規則第194条の23の自主検
査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、高所作業車の定期自主検査指針（労働安
全衛生規則第194条の19の定期自主検査に係るも
の）（平成3年7月26日付け自主検査指針公示第
13号）は、廃止する。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 高所作業車の定期自主検査指針（労働
安全衛生規則第194条の23の自主検査に係るも
の）
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和
47年労働省令第32号）第194条の23の規定によ
る高所作業車の自主検査の適切かつ有効な実施
を図るため当該自主検査の検査項目、検査方法
及び判定基準を定めたものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。